

に関する項目がなく、金額の適切性や支出内容の妥当性の確認は過年度から行われていないとのことである。しかし、当該検査が補助事業の検査であることを踏まえると、手続や書類などの確認だけではなく、金額の適切性や支出内容の妥当性についても証憑類を基に確認することが必要と考える。

なお、私学財団を最終的な交付先とする補助事業については、私学財団が補助金を直接使用し、私学財団からの提出書類を私学部が初めて審査する立場にあることから、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業と同程度の検査では十分とは言えず、当該立場としての説明責任を果たせるような検査内容を定める必要があると考える。

したがって、検査基本計画の検査内容について、私学財団を最終的な交付先とする補助事業を含むこと、及び同補助事業についてはより慎重な検査が必要であることを明確にされたい。また、私学財団を通じて行われる補助事業と最終的な交付先とする補助事業のいずれについても、説明責任を十分に果たせるよう、金額の適切性や支出内容の妥当性について証憑類を基に確認することを検査項目チェックリストに追加されたい。

## (6) 高等学校等就学支援金等支給事務に関する委託

### ア 概要

高等学校等就学支援金制度は、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としたものである。国公私立を問わず、高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯(年収約910万円未満の世帯)の生徒に対して、授業料に充てるため、国から高等学校等就学支援金が支給されるが、支給事務については各都道府県が主体で実施している。

私学部では、私立学校に係る支給事務を担当しており、私学財団との間で、「令和5年度高等学校等就学支援金等支給事務に関する委託(概算契約)」(以下「令和5年度就学支援金等事務委託」という。)を締結している。当該契約は、都が行う東京都私立高等学校等就学支援金等の支給事務の執行に当たり、各学校の実情に配慮しつつ、申請スケジュールに応じて効率的、安定的な執行体制を確保し、年間を通じて業務が滞りなく行われることを目的としている。

令和5年度就学支援金等事務委託は契約締結後に概算払により委託料を支払いや、委託業務の完了後に委託完了届及び精算報告書の提出を受け、金額の確定及び精算を行っている。なお、令和5年度の東京都私立高等学校等就学支援金(以下「令和5年度就学支援金」という。)に係る精算報告書は、以下のとおりである。

経費の区分	内訳	金額(円)	精算内容
1. 申請書類確認業務	作業費 印刷製本費 旅費交通費 通信運搬費 備品・消耗品費 賃借料 諸経費	185,240,924 4,825,927 15,224 6,090,705 3,608,596 454,069 41,942,229	申請書類確認作業費 資格認定・交付決定等通知書印刷代等、 事業パンフレット印刷代等 事務連絡用旅費 各種印刷物送付用郵券及び発送代 事務機器・事務用品等購入代 事務機器・事務用品等レンタル代 実施計画等の企画・検討に要する経費等
2. 事務処理データベース構築・管理業務	作業費 備品・消耗品費 通信運搬費 賃借料 諸経費	95,380,453 1,804,294 0 227,033 20,971,103	データベース構築、管理作業費 事務機器・事務用品等購入代 各種書類発送代 事務機器・事務用品等レンタル代 実施計画等の企画・検討に要する経費等
3. 年間生徒異動状況整理業務	小計 作業費 備品・消耗品費 通信運搬費 賃借料 諸経費	118,382,883 15,436,738 300,715 0 37,837 3,495,180	生徒数報告受付・集計作業費 事務機器・事務用品等購入代 各種書類発送代 事務機器・事務用品等レンタル代 実施計画等の企画・検討に要する経費等
4. 説明会開催補助及び問い合わせ対応業務	作業費 備品・消耗品費 通信運搬費 賃借料 諸経費	15,436,738 300,715 0 37,837 3,495,180	生徒数報告受付・集計作業費 事務機器・事務用品等購入代 各種書類発送代 事務機器・事務用品等レンタル代 実施計画等の企画・検討に要する経費等
	合計(税抜き)	19,270,470 399,101,497	
	賃借料・建物維持管理費 消費税(10%)	73,025,470 47,212,695	
	合計(税抜き)	519,339,662	都提供資料より監査人作成

また、私学部では、令和5年度就学支援金等事務委託の仕様書に基づき、委託業務の履行上必要な物品として、書庫、テーブル、椅子、パソコンなどを私学財団に貸与している。

#### イ 監査の結果

(ア) 平成 27 年度包括外部監査の意見と措置

平成 27 年度包括外部監査では、「平成 26 年度高等学校等就学支援金支給事務に関する委託（概算契約）」について以下の意見が付されており、平成 30 年 2 月には「包括外部監査の結果に基づき知事等が講じた措置の通知内容」にて、以下に示す措置が講じられていた。

平成 27 年度包括外部監査報告書

(意見 2-3-2) 支出計画の検証について

「平成 26 年度高等学校等就学支援金支給事務に関する委託（概算契約）」の委託に要する経費には、様々な費目が含まれているが、私学財団が私学部に提出した「支出計画書」においては、経費区分の内訳のみであり、詳細な費目（例えば、作業費や諸経費の内訳など）が記載されていない。

このような状況では、契約締結時に両者合意した支出計画と私学財団が業務を行った結果としての実績との比較検証を適時適切に実施したとする私学部の主張及びその実効性には疑念を持たざるを得ない。

少なくとも、私学部は明瞭性の観点から、「支出計画書」の経費の区分を適切に定義し、これを「支出計画書」などの様式に反映させることとされた。その上で、委託費用の精算の合理性を確認するため、計画と実績の比較を行うとともに、事後的に私学部が適時適切な検証を行っていることを疎明できる体制を構築することとされたい。

包括外部監査の結果に基づき知事等が講じた措置の通知内容

(措置の概要)

「生活文化局私学部における委託契約に係る規定」において、委託料の構成費目の内容及び積算について定めるとともに、支出計画書の提出及び精算に当たっては、経費の区分ごとの内訳書を提出させることとした。

措置によれば、「支出計画書の提出及び精算に当たっては、経費の区分ごとの内訳書を提出させることとした。」との記載があり、令和 5 年度就学支援金等事務委託の仕様書には以下の記載もあるものの、支出計画書の提出及び精算において内訳書が作成されておらず、平成 27 年度包括外部監査の意見への対応として講じた措置が、当初から実行されていなかつた。

令和 5 年度就学支援金等事務委託 仕様書  
6 支出計画

本件委託業務の契約に当たり、都の契約相手方となる事業者（以下「受託者」という。）は、経費の見積りのほか、支出計画書（様式 1）及び年間支出計画表（様式 2）を都に提出すること。  
また、支出計画書の提出に当たっては、同時に内訳書を提出すること。

9 精算  
受託者は精算に当たっては、支出計画書に対応した内訳書を付けることとする。

(指摘 3-1) 平成 27 年度包括外部監査の意見に係る措置の未実施について  
平成 27 年度包括外部監査における「高等学校等就学支援金支給事務に関する委託（概算契約）」についての意見を踏まえ、措置として「支出計画書の提出及び精算に当たっては、経費の区分ごとの内訳書を提出させることとした。このことにより、計画と実績の比較・検証を適切に行っていくこととした。」とされていた。しかし、令和 5 年度においては支出計画書の提出及び精算において内訳書が作成されておらず、担当者によれば、措置を講じた当初から内訳書を作成・使用していなかつたとのことである。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定によって知事が講じた措置が当初から実行されていなかったため、早急に措置の内容を実行すべきである。また、本件に限らず、今後同様の状況を生じさせないために、<sup>講じた措置の実行状況について</sup>は、私学部において定期的に確認することをルールとして明文化した上で運用されたい。

(イ) 私学部による精算報告書の審査

令和 5 年度就学支援金等事務委託は、精算報告書に基づいて金額の確定を行っているため、私学部においては、精算報告書の内容について十分に審査を行う必要がある。ここで、令和 5 年度の精算報告書を閲覧したところ、以下のとおり、経費の区分「3. 年間生徒異動状況整理業務」と「4. 説明会開催補助及び問い合わせ対応業務」に金額や精算内容も含めて全く同じ内容が記載されていた。

講じた措置が、当初から実行されていなかつた。

表B-3-17 令和5年度就学支援金精算報告書(一部抜粋)

経費の区分	内訳	金額(円)	精算内容
3. 年間生徒異動状況整理業務	作業費 備品・消耗品費 通信運搬費 賃借料 諸経費	15,436,738 300,715 0 37,837 3,495,180	生徒数報告受付・集計作業費 事務機器・事務用品等購入代 各種書類送付代 事務機器・事務用品等レンタル代 実施計画等の企画・検討に要する経費等
4. 説明会開催補助及び問い合わせ対応業務	作業費 備品・消耗品費 通信運搬費 賃借料 諸経費	小計 19,270,470	生徒数報告受付・集計作業費 事務機器・事務用品等購入代 各種書類送付代 事務機器・事務用品等レンタル代 実施計画等の企画・検討に要する経費等
		15,436,738 300,715 0 37,837 3,495,180	
	小計	19,270,470	

都提供資料より監査人作成

まず、精算内容が同じである点について、支出計画書を開覧したところ、「4. 説明会開催補助及び問い合わせ対応業務」の作業費は、「説明会開催等補助・問合せ対応作業費」と記載されていた。一方で、精算報告書では誤って「生徒数報告受付・集計作業費」と記載されていたが、私学部は当該誤りに気付いていなかった。次に、金額が同じである点については、「3. 年間生徒異動状況整理業務」は仕様書の別紙1の4(6)及び別紙5に対応する業務、「4. 説明会開催補助及び問い合わせ対応業務」は仕様書の別紙3、別紙4及び別紙5に対応する業務とのことで、業務内容が異なるにもかかわらず、全く同じ金額(19,270,470円)という不自然な状況であった。なお、本委託では、仕様書に基づき、賃料、光热水費及び建物維持管理費は実費精算とすることになっている。

ここで、精算報告書をどのように審査しているかについて担当者にヒアリングを実施したところ、委託額の範囲で執行されたことを確認するのみとのことであった。すなわち、不適当な経費が含まれていないかといった観点も含めて、金額を裏付ける根拠資料や実費精算に係る証憑類の確認は行っておらず、十分な審査が行われていると言えるかには懸念がある。

(意見3-9) 精算報告書に係る審査の十分性について

「令和5年度高等学校等就学支援金等支給事務に関する委託(概算契約)」は、精算報告書に基づいて金額の確定を行っているため、精算報告書の内容について十分に審査を行う必要があるが、令和5年度の精算報告書を確認したところ、

「精算内容」欄の記載に誤りが生じていた。また、「3. 年間生徒異動状況整理業務」と「4. 説明会開催補助及び問い合わせ対応業務」は、それぞれ仕様書の異なる箇所に対応する業務であるにもかかわらず、金額や精算内容も含めて全く同じ内容が記載されていた。担当者によれば、前者については当該誤りを認識しておらず、後者については記載されていた。委託額の範囲で執行されたことを確認するのみで、内訳について金額を裏付ける根拠資料の確認はしておらず、実費精算に係る証憑類の確認も実施していないとのことであった。そのため、精算報告書の内容について十分な審査が行われていると言えるかには懸念がある。

したがって、本委託に限らず、概算払を行う委託契約の精算金額の確定に当たっては、不適当な経費が含まれていないかといった観点も含めて、精算内容について十分に審査を行わなければならない。特に金額については、内訳書等の根拠資料により精算過程を確認すること、中でも実費精算を行う経費については証憑類により確認することを、内規等のルールとして明文化した上で運用されたい。

(ウ) 精算報告書の様式

令和5年度就学支援金等事務委託のうち就学支援金について精算報告書の様式を確認したところ、「経費の区分」に示される4つの項目は、令和4年度までの仕様書の内容とは対応しているものの、令和5年度における仕様書の大幅な見直しが反映されていない様式であった。そこで、精算報告書の「経費の区分」と仕様書との対応関係について担当者にヒアリングを実施したところ、以下のとおりとのことであった。

表B-3-18 私学部から提示された「経費の区分」と仕様書との対応関係

精算報告書の「経費の区分」	仕様書
1. 申請書類確認業務	別紙1、別紙2、別紙5
2. 事務処理データベース構築・管理業務	別紙1の4(1)～(7)、別紙5
3. 年間生徒異動状況整理業務	別紙1の4(6)、別紙5
4. 説明会開催補助及び問合せ対応業務	別紙3、別紙4、別紙5

都提供資料より監査人作成

ここで、別紙1には下表の委託業務が含まれるが、例えば、「4(11) 家計急変制度申請に係る対応」については、「本制度についても、e-Shienによる申請・審査を予定する」という記載があるため、別紙1の4(1)から(7)まで同様に「2. 事務処理データベース構築・管理業務」にも含むべきである。この点については、監査人からの指摘により対応関係表の誤りが判明した。また、別紙

# 東京都公報

1や別紙5については、精算報告書の「経費の区分」の複数の項目に関連しているため、どの区分にどの経費を計上するかについて、判断に恣意性が入りかねない。

# 別紙1 案子文援立に係る審査業務 1 業務の概要

令和5年度より、就学支援金については高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」を導入する。これに伴い、就学支援金に係る審査等の業務はe-Shien上で行うこととなる。ただし、一部e-Shien外で実施する業務も生じる。

(中略)

#### 4 主要な委託業務(抜粋)

- (1) 「記入済未申込額」欄及び「既申込未決済」欄の合計額  
(2) 課税証明書による申請案件に係る課税標準額等の入力  
(3) 住民税情報等の照会に係るエラー分の不備修正対応  
(4) e-Shien 上における「審査完了」及び「通知発出」処理  
(5) 申請者宛て通知書の作成と発出  
(6) 各交付に係る実績報告  
(7) 支給者台帳一覧の出力  
(8) 困難案件等への対応  
(9) 特定個人情報に係る対応  
(10) 過年度処理に係る対応  
(11) 家計急変制度申請に係る対応

令和5年度より、保護者等において、自己の責めに帰すべき理由により離職などにより収入が著しく減少した場合に、前年の住民税情報によらずに就学支援金を支給する制度が新設された。

受託者は、本制度に係る審査等、一連の事務を実施すること。なお、本度についても、e-Shien による申請・審査を予定するが、受給要件や審査ロードが通常分と異なるため、留意して対応すること。

(12) 受託者におけるその他保護者負担軽減制度業務担当との情報共有

精算報告書の「経費の区分」と仕様書との対応関係が複雑であり、前述のように対応関係の整理を誤っていたことを踏まえると、私学部が審査を行いうに当たっても、仕様書の内容に鑑みて不要な経費を支払っていないか、及び仕様書の内容が全て実施されて該当する支出が生じているかの両面から、金額の適切性や支出内容の妥当性を確認することが困難な様式であるといわざるを得ない。

(12) 受託者におけるその他保護者負担軽減制度業務担当との情報共有

受託者は、本制度に係る審査等、一連の事務を実施すること。なお、本制度についても、e-Shienによる申請・審査を予定するが、受給要件や審査フローが通常分と異なるため、留意して対応すること。

令和5年度より、保護者等において、自己の責めに帰すべき理由によらない離職などにより収入が著しく減少した場合に、前年の住民税情報によらずに就学支援金を支給する制度が新設された。

(意見3-10) 精算報告書の様式の適切性について  
「令和5年度高等学校等就学支援金等支給事務に関する委託（概算契約）」のうち就学支援金について精算報告書の様式を確認したところ、「経費の区分」について、令和5年度における仕様書の大幅な見直しが反映されていなかった。精算報告書を審査する立場にある私学部からは、精算報告書の「経費の区分」と仕様書との対応関係について説明を受けたが、監査人からの指摘によって対応関係の一部に誤りがあったことが判明した。また、対応関係が複雑であるため、私学部が審査を行うに当たっても、仕様書の内容に鑑みて不要な経費を支払っていないか、及び仕様書の内容が全て実施されて該当する支出が生じているかの両面から、金額の適切性や支出内容の妥当性を確認することが困難な様式であるといわざるを得ない。

支払うべき金額の適切性を担保するため、仕様書の内容との明確な対応関係が確認できるように精算報告書の様式を見直されたい。

(エ) 委託契約に基づいて私学財団に貸与する物品

私学部は、委託業務の履行上必要な物品として、書庫、テーブル、椅子、パソコンなどを受託者である私学財団に貸与しており、令和5年度就学支援金等事務委託の仕様書では、「受託者は、備品を購入後、物品が使用・管理されていることについて、年に一回、都の物品管理規定に基づく検査に協力すること」が定められている。私学部では、貸与物品一覧を基に都の所有物品について毎年確認しているとのことであった。

担当者によれば、仕様書に記載の都の物品管理規定とは、東京都物品管理要綱を指しており、私学財団は同要綱第30条第1項三で定める指定管理者等に該当するため、同要綱に基づく物品管理を行う必要がある。

東京都物品管理要綱第30条  
(指定管理者等における物品管理)

2 都の所管部署は、指定管理者等との協定又は契約（以下「協定等」という。）を締結するときは、次に掲げるところにより事務を行わなければならない。  
一 協定等の際、物品取扱要領等を定め、当該協定等に係る業務の遂行のため当該施設等に備えてある備品（以下「都の所有物品」という。）の管理が適正に行われるよう、指定管理者等を指導すること。なお、新たに物品取扱要領等を定めるときは、その内容について会計管理局に確認すること。  
二 都の所有物品の一覧表（物品管理者別物品一覧表又はそれに代わる台帳等）を作成した上、指定管理者等に提示し、都の所有物品の数量、使用場所、使用状況等を把握させること。

（指定管理者等における物品管理）

2 東京都物品管理要綱第30条

2 都の所管部署は、指定管理者等との協定又は契約（以下「協定等」という。）を締結するときは、次に掲げるところにより事務を行わなければならない。

一 協定等の際、物品取扱要領等を定め、当該協定等に係る業務の遂行のため当該施設等に備えてある備品（以下「都の所有物品」という。）の管理が適正に行われるよう、指定管理者等を指導すること。なお、新たに物品取扱要領等を定めるときは、その内容について会計管理局に確認すること。

二 都の所有物品の一覧表（物品管理者別物品一覧表又はそれに代わる台帳等）を作成した上、指定管理者等に提示し、都の所有物品の数量、使用場所、使用状況等を把握させること。

三 都の所有物品の管理が適正に行われるよう、指定管理者等に物品管理の責任者を設置させること

四 指定管理者等と協議し、都の所有物品についても規則第26条第2項に定める状況確認実施計画に盛り込み、指定管理者等に都の所有物品の照合をすることにより状況確認をさせ、その結果を報告させた上、第18条に定める手続きを行うこと。なお、指定管理者等が行う状況確認は、協定等の期間満了時に都の所有物品の現在高確認に併せて実施することができる。

3 都の所管部署は、都の所有物品の管理について、必要に応じて検査を行うことができる。

(中略)

東京都物品管理要綱によれば、指定管理者等との協定又は契約を締結するときは、物品取扱要領等を定める必要がある(第30条第2項-)が、物品取扱要領等は作成されていなかった。

また、同要綱では、都の所有物品の一覧表を作成して指定管理者等に提示し、都の所有物品の数量、使用場所、使用状況等を把握させるとともに(第30条第2項-),指定管理者等に都の所有物品の照合をすることにより状況確認をさせる必要がある(同四)旨が定められているが、令和5年度就学支援金等支給事務委託の仕様書に基づいて貸与された物品を監査人が確認したところ、貸与物品一覧と現物との対応関係が明瞭ではなかった。すなわち、同要綱第30条第2項-に照らして適切な状況とは言えず、同四に定める所有物品の照合を行う際の障害になることも懸念される。

(指摘3-2) 東京都物品管理要綱に基づく物品取扱要領等の作成について

「令和5年度高等学校等就学支援金等支給事務に関する委託(概算契約)」において、私学部は、委託業務の履行上必要な物品を受託者である私学財団に貸与している。私学財団は、東京都物品管理要綱第30条第1項-で定める指定管理者等に該当するため、同要綱に基づく物品管理を行う必要がある。

東京都物品管理要綱によれば、指定管理者等との協定又は契約を締結するときは、物品取扱要領等を定める必要があるが、物品取扱要領等は作成されていなかった。

私学部においては、貸与物品一覧表を基に物品の照合を毎年実施しているものの、物品取扱要領等が作成されていない状況は、委託契約に係る業務の遂行のために備える備品の管理を適正に行うために必要な対応が実施されているとは言えないと、東京都物品管理要綱の定めに則って早急に作成されたい。

(意見3-11) 委託契約の物品管理について

東京都物品管理要綱によれば、都の所有物品の一覧表を作成して指定管理者等に提示し、都の所有物品の数量、使用場所、使用状況等を把握させるとともに、指定管理者等に都の所有物品の照合をすることにより状況確認をさせる必要がある旨が定められている。

「令和5年度高等学校等就学支援金等支給事務に関する委託(概算契約)」について、都から私学財団に貸与された物品を監査人が確認したところ、貸与物品一覧と現物との対応関係が明瞭ではなかった。すなわち、東京都物品管理要綱に照らして適切な状況とは言えず、同要綱に定める所有物品の照合を行う際の障害になることも懸念される。

担当者が替わっても貸与物品一覧と現物との対応関係を識別できるように、資産番号、貸与日付及び使用場所等を記載したラベルを貸与物品に貼付し、貸与物品一覧との対応関係を明確化されたい。

#### (7) 東京都育英資金貸付事業

##### ア 概要

東京都育英資金貸付事業は都内在住で高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程・専門課程)に在学しており、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対して、無利息で奨学金を貸し付ける制度である。本制度は昭和29年度から都で実施されているが、平成17年度の新規貸付分以降は、私学財団に事業を移管して実施し、私学部は、平成20年度に貸付事業を終了している。

(ア) 東京都育英資金貸付事業に関する補助金

私学部は、東京都育英資金貸付事業を実施する私学財団に対し、東京都育英資金貸付事業に係る補助金として貸付事業費と貸付事務費を補助している。貸付事業費は年々増加しているものの、返還金が貸付金額を上回っていることから、私学財団から余剰分が返還されている。

補助対象経費	交付額の算定方法
貸付事業費	当該年度に必要な貸付原資の総額から当該年度に私学財団が収入した返還金の総額及び前年度繰越金を控除した額
貸付事務費	補助対象事業の実施に必要な経費の合算額(人件費を含み、貸付原資を除く。)

表B-3-19 東京都育英資金貸付事業 (事業費・事務費) の経年推移 (単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸付事業費	1,042,545	943,369	857,103	792,976	723,105
貸付事務費	249,197	250,013	252,587	266,374	240,059

都提供資料より監査人作成

## (イ) 育英資金貸付状況

東京都育英資金貸付事業は、平成17年度の新規貸付分以降は、私学財団が所管しており、都内在住の生徒・学生を対象に高等学校等の修業期間に毎月下表の金額を無利子で貸し付けている。ここ数年は支給型の奨学生の拡充や各種補助金の拡大により、貸付額及び貸付人員は減少傾向にある。

表B-3-20 貸付月額及び貸付実績の推移

学校種別	区分		貸付月額(円)
	国公立	私立	
高等学校	18,000	35,000	
高等専門学校	18,000	35,000	
専修学校 (高等課程)	18,000	35,000	
専修学校 (専門課程)	45,000	53,000	

## ・貸付実績の推移

表B-3-21 東京都育英資金回収額等の経年推移 (単位:千円)

・私学財団所管	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要回収額	863,256	776,462	681,246	592,417	515,510
実際回収額	185,776	150,925	109,154	83,989	65,527
要回収債権 総額	1,087,146	898,476	743,792	625,125	535,629
延滞債権額	674,585	621,778	562,578	502,922	438,793
延滞率(延滞 債権額/要回 収債権総額)	62.1%	69.2%	75.6%	80.5%	81.9%

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
貸付額(千円)	1,604,778	1,297,370	1,042,545
貸付人員(人)	4,042	3,261	2,599
高校・高専	3,471	2,798	2,239
専修(高等)	137	136	123
計	434	327	237
専修(専門)			
貸付額(千円)	943,369	857,103	792,976
貸付人員(人)	2,351	2,135	1,962
高校・高専	2,043	1,874	1,700
専修(高等)	110	91	106
専修(専門)	198	170	156

## イ 監査の結果

## (ア) 第一連帯保証人

育英資金貸付の申込時点では、第一連帯保証人の設定が必要となっている。第一連帯保証人の要件については育英資金貸付事業規程第6条第1項に記されて

## (ウ) 育英資金回収状況

育英資金の返還は、貸付終了後6か月は据え置いた上で、所定の期間内に年賦又は半年賦の方法により行う。なお、平成16年度までに採用した奨学生に対する返還事務は都が実施しており、それ以降は私学財団が実施している。

最近の返還状況については、以下のとおりである。「要回収額」は該当年度中に返還期日が到来した割賦金及び前期末までに返還期日が到来した割賦金の集計額、「要回収債権総額」は、返還期日未到来分を含む要回収債権額、「延滞債権額」は、延滞のある返還者の未返還債権残高の集計である。

おり、親権者若しくはそれに準ずるものであること、かつ、奨学金の貸付けに伴う債務を保証する能力があることとされている。

#### 東京都育英資金貸付事業規程

(申込時の連帯保証人)

第6条 申込者は、次の要件を備えた連帯保証人を一名立てなければならない。

- (1) 申込者の父若しくは母又はこれらに準ずる者であること。
- (2) この奨学金の貸付けに伴う債務を保証する能力があること。

(中略)

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する要件を備えていない者であっても、理事長が適当と認めたときは、その者を連帯保証人とすることができる。

私学部及び私学財団の担当者に対し、「債務を保証する能力」の定義についてヒアリングを実施したところ、弁済可能な資力については要件としておらず、親権者として子である生徒・学生の債権債務関係の樹立を承認する能力であるとのことであった。また、当該解釈に基づき、第一連帯保証人の設定に当たって弁済可能な資力を有していることは確認していないとのことであった。

(意見3-1-2) 第一連帯保証人の要件について

第一連帯保証人の要件に関しては、東京都育英資金貸付事業規程において、親権者等であること及び債務を保証する能力があることと定められている。私学部及び私学財団では、「債務を保証する能力」とは弁済可能な資力を有する能力ではなく、親権者として子である生徒・学生の債権債務関係の樹立を承認する能力であると解しており、第一連帯保証人の設定時には、弁済可能な資力の有無は確認していない。

しかし、「債務を保証する能力」とは、字句上、弁済可能な資力を有すると解釈することが通常と考える。この点、東京都育英資金貸付事業は経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対し奨学金を貸し付ける制度であるという趣旨に鑑みれば、弁済可能な資力を有する連帯保証人を設定することは確かに困難であると言える。

したがって、私学部及び私学財団における「債務を保証する能力」に関する運用について、規程の文言を見直すか、少なくとも引継書等によって明文化されたい。

(イ) 第二連帯保証人

奨学金の貸付額について全額を受領した後には、奨学生は私学財団に借用証書を提出する必要があるが、その際には第二連帯保証人を設定することが求められる。第二連帯保証人の要件に関しては、育英資金貸付事業規程第15条第3項において、職業を有し、独立の生計を営んでいること、奨学金の貸付けを受けた者又は第一連帯保証人と生計を同一にする者でないこと、奨学金の返還について保証する能力があること、未成年でないこと、貸付終了日に満65歳を超えないことなどが定められている。

#### 東京都育英資金貸付事業規程

(借用証書提出時の連帯保証人)

第15条 借用証書には、連帯保証人二人が連署しなければならない。

2 前項に規定する連帯保証人のうち一人は、第6条に規定する連帯保証人とする。

3 第1項の連帯保証人のうち、前項の連帯保証人(以下「第一連帯保証人」という。)を除く他の一人は、次の要件を備えた者でなければならない。

- (1) 第6条第1項第1号に該当する者でないこと。
- (2) 職業を有し、独立の生計を営んでいること。
- (3) 奨学金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)又は第一連帯保証人と生計を同一にする者でないこと。
- (4) 奨学金の返還について保証する能力があること。
- (5) 未成年者でないこと。
- (6) 奨学金の貸付けを終了した日において満65歳を超えないこと。
- (7) 日本国籍を有しない場合は、第3条第2項に該当する者であること。

4 前項第2号に規定する職業要件については、借用証書の提出時に限るものとする。

5 第6条第3項及び第4項の規定は第1項の連帯保証人について準用する。

ここで、私学部及び私学財団の担当者に対し、「奨学金の返還について保証する能力があること」の解釈についてヒアリングを実施したところ、最終的な弁済義務を含みつつも、滞納時に連絡を取っていただくなど、広く返還について責任を持つといった意味合いであり、弁済可能な資力を有することに限らないとのことであった。また、第二連帯保証人の要件の充足に関する実務上の確認方法としては、借用証書において第二連帯保証人による生年月日や職業等の必要事項の自署及び実印の押印を求めるほか、印鑑証明の添付も求めることで要件の充足を確認しているとのことであった。

## (意見3-1-3) 第二連帯保証人の要件について

東京都育英資金貸付事業規程では、第二連帯保証人の要件として、職業を有し、独立の生計を営んでいること、奨学金の貸付けを受けた者又は第一連帯保証人と生計を同一にする者でないこと、奨学金の返還について保証する能力があること、未成年者でないこと、奨学金の貸付けを終了した日において満65歳を超えないことなどの定めがある。

要件のうち「奨学金の返還について保証する能力」については、私学部及び私学財団の担当者によれば、最終的な弁済義務を含みつつも、滞納時に連絡を取つていただくなど、広く返還について責任を持つといった意味合いであり、弁済可能な資力を有することに限らないとのことである。しかし、「奨学金の返還について保証する能力」とは、字句上、弁済可能な資力を有すると解釈することが通常と考える。

したがって、私学部及び私学財団における「奨学金の返還について保証する能力」に関する運用について、規程の文言を見直すか、少なくとも引継書等によつて明文化されたい。

(ウ) 育英資金回収業務遂行における管理の妥当性  
育英資金のうち私学部が所管する債権について、要回収債権総額を確認したところ、個人別の台帳で要回収債権額を管理しているものの、システム上で期日未到来の債権総額を出すことが難しいとのことから、システム管理会社に確認するまでは要回収債権総額の集計結果を持ち合わせていなかった。

私学部が所管する育英資金については、令和5年度における延滞債権額は439百万円であるが、その内訳は、①「住所不定」42百万円(約200件)、②「破産等」66百万円(約200件)、③「分割で返還中」132百万円(約300件)、④「返還なし」198百万円(約800件)であり、④のうち116百万円(約300件)の回収について弁護士法人に電話督促等業務委託を行っていた。

ここで、育英資金の回収目標の設定状況について、担当者にヒアリングを実施したところ、①②は目標設定が困難であり、③は返済が滞った場合は電話連絡を行うため目標設定は不要との考え方から、④のうち弁護士法人への業務委託分についてのみ想定回収金額15百万円という目標値を設定しており、当該委託を増やすよう毎年度予算額を増額していることであった。

一方で、令和元年度から令和5年度にかけて、延滞債権額は毎年度50~60百万円程度減少している。令和5年度の延滞債権減少額は64百万円であるが、その内訳は、回収額66百万円、不能欠損額11百万円、年度調定額13百万円で、弁護士法人への業務委託分の目標値15百万円を上回る回収実績であった。

## (意見3-1-4) 育英資金回収業務の管理について

東京都育英資金貸付事業において、平成16年度の貸付分までは私学部が所管している。私学部の所管分に係る要回収債権総額を確認したところ、個人別の台帳で要回収債権額を管理しているものの、期日未到来の債権総額についてはシステム上の集計結果を持ち合わせておらず、すぐに回答できない状態であった。

ここで、債権回収を担当する所管先が要回収債権総額を適時に把握できない状況は、管理面で不適切であるといわざるを得ない。特に、令和5年度時点で延滞金額が4億円を超えている状況下では、延滞金額を少しでも回収するための前提として、債権総額を分母とした延滞率を把握することも重要である。私学部が所管する貸付分についても、要回収債権総額を適時に把握して適切な管理を実施されたい。

## (意見3-1-5) 育英資金回収に係る目標設定について

私学部が所管している育英資金債権については、弁護士法人と締結している延滞債権116百万円(約300件)に係る電話督促等業務委託の想定回収金額15百万円という目標値を除いて、回収に係る目標値が設定されていなかった。しかし、その他の延滞債権についても可能な限りで目標値を設定しなければ、回収業務が円滑に実施されているか否かを判断することが困難である。また、目標を立てることにより、回収業務の問題点を把握して改善すべき点を見出すことができ、最終的には回収率の改善にもつながると考えられる。

したがって、令和5年度における延滞債権額439百万円のうち、住所不定や破産等の理由なしに返還がなく弁護士法人にも業務委託を実施していない延滞債権82百万円(約500件)についても、例え過去の回収実績等を踏まえて、回収に係る目標値を設定されたい。

## (エ) 文書管理

東京都育英資金貸付事業について、私学財団では文書管理基準表において借用証書の保存期間を完済後5年と定めている。一方で、完済後5年が過ぎている案件2,847件について借用証書が破棄されずに保存されていた。

(指摘3-3) 文書管理基準で定める年数を超えた借用証書の保管について  
東京都育英資金貸付事業について、私学財団では、文書管理基準表で定められた完済後5年という期限を超えて借用証書を保管しており、文書管理の状況が不適切であるといわざるを得ない。  
保存期限を超えた文書の保管は、業務の効率性や生産性に影響を及ぼすだけではなく、債務者及び連帯保証人の個人情報の漏洩リスクを無用に抱えることに

もつながる。よって、私学財団においては、保存期限が過ぎた借用証書についても早期に破棄することとされた。

(意見3-16) 私学財団における文書管理の取扱いに関する私学部の管理体制について

私学財団が所管する東京都育英資金について、都として貸付けに対する補助を行っている以上は、私学部においては私学財団の文書管理の取扱いにも一定の責任を有すると言える。特に保存年限を超えた文書の保管については、情報漏洩のリスクを無用に抱えることになるが、私学部では私学財団の管理状況を特段把握しておらず、積極的な指導も行っていない。

私学部においては、文書管理や個人情報の取扱いに關して、私学財団に適切な指導及び管理を行う体制を構築することを検討されたい。

#### IV 文化振興部の事業について

##### (1) 東京文化戦略 2030

###### ア 概要

生活文化スポーツ局は、東京2020大会が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響、持続・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングを捉え、2030年度までの都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示した東京文化戦略2030を策定している。東京文化戦略2030は、東京都文化振興条例第17条に基づき設置された知事の附属機関である東京芸術文化評議会での議論を経て策定され、「未来の東京」戦略とも運動しているものである。

東京文化戦略2030の方向性としては、文化プログラムのレガシー・コロナ禍での知見や経験を都市のレガシーとして発展させるため、「都内各所で実施するまちなかアートやオンラインなど新たな手法を用いて、誰もがどこでも気軽に芸術文化を楽しめる取組を強化する。」、「国内外のアートのハブとなる芸術文化の拠点を形成し、ネットワークを構築する。」、「新技術により都民自ら創造・発信するなど、コロナ禍で生まれた新たな楽しみ方を拡大する。」、「コロナ禍を踏まえ、アーティストや芸術文化団体等が継続的に活動できる仕組みを構築する。」ことが整理されている。そして、「芸術文化で躍動する都市東京」を目指す2040年代の東京の姿(将来像)として、4つの「戦略」が策定され、この戦略実行のために10の「推進プロジェクト」が掲げられている。

そして、この4つの戦略の進捗度合いを確認し、10の推進プロジェクトの施策の評価や見直しに反映するため、目標の達成度合いを計測・監視するための定量的な指標としてKPI(重要業績評価指標)が設定されている。

KPIは、「若者の鑑賞割合」や「鑑賞に関心があるが鑑賞していない人の割合」など、各戦略に応じて計19個が設定されており、2021年度のKPIの状況は、生活文化スポーツ局による「新文化戦略に関する都民アンケート」(2021年9月調査)や「新文化戦略に関する芸術文化団体・アーティスト等アンケート」(2022年1月調査)などにより計測され、東京文化戦略2030の中で公表されている。

表B-4-1 東京文化戦略2030 4つの「戦略」と10の「推進プロジェクト」

戦略	推進プロジェクト
戦略1	誰もが芸術文化に身近に触れられる環境を整え、人々の幸せに寄与する人々のウェルビーイングの実現に貢献する~
	地域活性化プロジェクト(芸術文化の敷居を低くする取組) だれもが文化でつながるプロジェクト キッズ・ユース(Kids and Youth)・プロジェクト

戦略		推進プロジェクト	
戦略1	芸術文化の力で、人々に喜び、感動、新たな価値の発見をもたらす～人々をインスピアイアする～	スマート・カルチャー・プロジェクト(デジタルテクノロジーを活用する取組) 「アートのある生活」プロジェクト	14.8% だれもが文化でつながるプロジェクト
戦略2	国内外のアートシーンの中心として、世界を魅了する創造性を生み出す～芸術文化のハブ機能を強化する～	アート&エンターテインメント・プロジェクト	14.8% だれもが文化でつながるプロジェクト
戦略3	アーティストや芸術文化団体等が継続的に活動できる仕組みをつくる～持続性のある芸術文化エコシステムを構築する～	アート・ハブ(Art Hub)・プロジェクト 海外発信プロジェクト アーティスト・ステップアップ・プロジェクト 担い手育成・支援&創作環境向上プロジェクト	14.8% だれもが文化でつながるプロジェクト
戦略4	東京文化戦略 2030 より監査人作成	東京文化戦略 2030 より監査人作成	14.8% だれもが文化でつながるプロジェクト

表B-4-2 東京文化戦略 2030 の戦略とKPIの関係

戦略	KPI	概要	2021年度 の状況	関連する推進 プロジェクト	出所	2021年度 の状況	関連する推進 プロジェクト	出所
戦略1	若者の鑑賞割合	都内在住の若者(19歳～25歳)が特定の芸術文化の分野※を文化施設等にて1年間に鑑賞・事業参加した割合※美術、音楽(オーケストラ等)、演劇(現代演劇等)、バレエ・現代舞踊、伝統芸能	21.8% ※鑑賞はス(Kids and Youth)・プロジェクト 2019年3月～2020年2月の状況	キッズ・ユース(Kids and Youth)・プロジェクト 東京都「新文化戦略に関する都民アンケート」(2021年9月調査)	東京都「新文化戦略に関する都民アンケート」(2021年9月調査)	16.5% ※15歳以下の子あり・介護ありの方	アート&エンターテインメント・プロジェクト	東京都「新文化戦略に関する都民アンケート」(2021年9月調査)
	鑑賞に関心があるが鑑賞しているが鑑賞していない人の割合	何らかの分野を鑑賞したり事業に参加することに関心があるが、文化施設等にて1年間に鑑賞・事業参加しなかった都民の割合	24.5% ※鑑賞はトに関する割合 2019年3月～2020年2月の状況	各プロジェクトに関連 した都民の割合 ※上記と同様	東京都「新文化戦略に関する都民アンケート」(2021年9月調査)	2.3% ※鑑賞は月～2021年2月の状況	スマート・カルチャー・プロジェクト (デジタルテクノロジーを活用する取組)	スマート・カルチャー・プロジェクト (デジタルテクノロジーを活用する取組)
	物理的な理由により鑑賞していない人の割合	芸術文化の鑑賞には関心があるが、「近くで展覧会・公演等を行っていなかったから」鑑賞しなかった都民の割合	9.3% ※上記と同様	オンライン鑑賞割合 オンラインで1年間に鑑賞した都民の割合 ※上記と同様	東京都「新文化戦略に関する都民アンケート」(2021年9月調査)	12.4% ※鑑賞は月～2021年2月の状況	スマート・カルチャー・プロジェクト (デジタルテクノロジーを活用する取組)	スマート・カルチャー・プロジェクト (デジタルテクノロジーを活用する取組)
	金銭的な理由により鑑賞しているが、「入場料・交通費などの費用がかさみ負担だから」鑑賞しなかった都民の割合	19.1% ※上記と同様	地域活性化プロジェクト(芸術文化の敷居を低くする取組)	アーティストと接する機会 芸術家・アーティストと直接会話したり、接したりする機会があると考える都民の割合 ('しばしばある') + 「たまにある」の合計)	東京都「新文化戦略に関する都民アンケート」(2021年9月調査)	14.4% 「アートのある生活」プロジェクト	アート・ハブ(Art Hub)・プロジェクト 東京都「新文化戦略に関する芸術文化団体・アーティスト等アンケート」(2022年1月調査)	アート・ハブ(Art Hub)・プロジェクト 東京都「新文化戦略に関する芸術文化団体・アーティスト等アンケート」(2022年1月調査)
戦略3	国内外アーティスト等の活動場所に関する東京の評価	東京は国内外のアーティスト等の活動場所があり、活動したいと思う場所となっていると考えるアーティスト・従事者の割合('なついている') + 「どちらかというとなっている」の合計)	48.3%	東京は国内外のアーティスト等の活動場所があり、活動したいと思う場所となっていると考えるアーティスト・従事者の割合('なついている') + 「どちらかというとなっている」の合計)	東京は国内外のアーティスト等の活動場所があり、活動したいと思う場所となっていると考えるアーティスト・従事者の割合('なついている') + 「どちらかというとなっている」の合計)	48.3%	アート・ハブ(Art Hub)・プロジェクト 東京都「新文化戦略に関する芸術文化団体・アーティスト等アンケート」(2022年1月調査)	アート・ハブ(Art Hub)・プロジェクト 東京都「新文化戦略に関する芸術文化団体・アーティスト等アンケート」(2022年1月調査)

戦略	KPI	概要	2021年度の状況	関連する推進プロジェクト	出所
東京における国内外アーティスト等のネットワーク等のネットワーク・キンシングの事業・インフラの充実度の評価	東京は国内外のアーティスト・芸術関係者同士がネットワークを行なうための環境が整っていると思うアーティスト・従事者の割合(「整整りする」「どちらか」というと整っている」+「どちらか」というと整っている」の合計)	東京は国内外のアーティスト・芸術関係者同士がネットワークを行なうための環境が整っていると思うアーティスト・従事者の割合(「整整りする」「どちらか」というと整っている」+「どちらか」というと整っている」の合計)	26.6%	アート・ハブ(Art Hub)・プロジェクト	
国内外の知名度・評価向上を重視している芸術文化団体・アーティストの割合	芸術文化に関する活動・仕事を行なうに当たって「団体・個人や作品の知名度の向上」、「国内外の専門家・関係者からの評価の向上」を重視している団体・アーティストの割合	芸術文化に関する活動・仕事を行なうに当たって「団体・個人や作品の知名度の向上」、「国内外の専門家・関係者からの評価の向上」を重視している団体・アーティストの割合	61.5%	海外発信プロジェクト	
世界のアートマーケットにおいて存在感を示す現代アーティストの数	世界のオーパーフェスティバルにおいて、年間の落札額がトップ500位(1945年以降生まれのアーティスト)までに含まれる日本生まれのアーティストの数	世界のオーパーフェスティバルにおいて、年間の落札額がトップ500位(1945年以降生まれのアーティスト)までに含まれる日本生まれのアーティストの数	29人	海外発信プロジェクト	
戦略4 芸術文化団体・アーティスト等の今後の活動継続意向	今後の芸術文化に係る活動を継続したいと考える団体・アーティスト等の割合(「できるだけ継続したい」から「必ずしも継続したいとは思わない」の7段階のうち「できるだけ継続したい」を選択した割合)	今後の芸術文化に係る活動を継続したいと考える団体・アーティスト等の割合(「できるだけ継続したい」から「必ずしも継続したいとは思わない」の7段階のうち「できるだけ継続したい」を選択した割合)	86.6%	担い手育成・支援プロジェクト	Artprice[The Contemporary Art Market Report 2021]
アーティスト等による東京の制作環境の評価	芸術文化の創作や実演を行う場所、差表場所の充実度が整っていると考えるアーティスト・従事者の割合(「充実している」+「どちらか」というと充実している」の合計)	芸術文化の創作や実演を行う場所、差表場所の充実度が整っていると考えるアーティスト・従事者の割合(「充実している」+「どちらか」というと充実している」の合計)	36.4%	創作環境向上プロジェクト	東京都「新文化戦略に関する芸術文化団体・アーティスト等アーティスト」(2022年1月調査)

戦略	プロジェクト	文化戦略プロジェクト事業
【戦略1】人々のウェルビーイングの実現に貢献する	No.1 地域活性化	1-1 東京大茶会
		1-2 伝承のたまてばこ～多摩伝統文化フェスティバル～
		1-3 ヘブンアーティスト
		1-4 大人のための伝統文化・芸能体験事業
		1-5 地域で芸術文化に親しめる環境創出事業
		1-6 地域芸術文化活動応援助成
		1-7 伝統芸能体験活動助成
		1-8 アート・カルチャー体験100
		1-9 工事現場をキャンバスとした東京都の新たな魅力創出事業
		再掲 ベイエリアにおける芸術文化イベント

また、東京文化戦略2030の10の推進プロジェクトに基づき、都、歴史文化財団及び都響が重点的に実施する事業の3か年計画である「東京文化戦略2030アクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)が定められている。アクションプランでは、10の推進プロジェクトごとに文化戦略プロジェクト事業が定められており、令和5年度までの実績を踏まえて令和6年度から令和8年度までの3年間の計画や目標が設定されている。そして、生活文化スポーツ局は、令和6年度に各事業の評価・検証を行い、令和7年度から令和8年度の事業に反映することを計画している。

表B-4-3 東京文化戦略2030に基づき令和6年度に実施する事業一覧

東京都「新文化戦略に関する芸術文化団体・アーティスト等アーティスト」(2021年9月調査)

戦略	プロジェクト	文化戦略プロジェクト事業
No.2 だれもが文化で つながる	2-1 クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー 2-2 アート・ブリュット 2-3 芸術文化による社会支援助成 2-4 芸術文化へのアクセシビリティ向上	
No.3 キッズ・ユース	2-5 世界陸上・デフリンピックに向けたアートプロジェクト 3-1 キッズ伝統芸能体験 3-2 子どものための伝統文化・芸能体験事業 3-3 パフォーマンスキッズ・トーキョー	
【戦略2】 人々をイン スパイアす る	3-4 Shibuya Streetdance Week 3-5 TACT フェスティバル 3-6 Music Program TOKYO (ミュージックワークショップ) 3-7 Museum Start あいうえの 3-8 ウエルカムユース 3-9 若年層が主体的に芸術文化を体験する取組	
No.4 スマート・カル チャー	4-1 TOKYO スマート・カルチャー・プロジェクト 4-2 シビック・クリエイティブ・ベース東京 4-3 文化振興のDXにおける発信力強化	
No.5 「アートのある 生活」	再録 芸術文化魅力創出助成 5-1 現代アートの振興 5-2 ライフウイズアート事業 5-3 東京アートブックフェア	
No.6 アート&エンタ ーテインメント	6-1 TOKYO MET Salad MUSIC FESTIVAL (サラダ音楽祭) 6-2 東京芸術祭 6-3 神楽坂まち舞台・大江戸めぐり 6-4 六本木アートナイト 6-5 恵比寿映像祭	
再録	6-6 芸術文化魅力創出助成 6-7 ベイエリアにおける芸術文化イベント 再録 伝承のたまばこ～多摩伝統文化フェスティバル～ 再録 世界陸上・デフリンピックに向けたアートプロジェクト	

戦略	プロジェクト	文化戦略プロジェクト事業
【戦略3】 芸術文化の ハブ機能を 強化する	No.7 アート・ハブ 再録	7-1 東京アートハブの検討 7-2 東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」 シビック・クリエイティブ・ベース東京
	No.8 海外発信	8-1 Instagramを活用した戦略的海外広報 8-2 海外都市とのネットワーク形成 8-3 海外の劇場とのネットワーク形成 8-4 海外の博物館とのネットワーク形成 8-5 海外の美術館等諸機関とのネットワーク形成 8-6 THE TOKYO PASS
		8-7 アートマネジメント人材等海外派遣事業 再録 ベイエリアにおける芸術文化イベント 再録 文化振興のDXにおける発信力強化
	No.9 アーティスト・ ステップアップ	9-1 TOKYO Contemporary Art Award (TCAA) 9-2 TOKAS 本郷「Emerging」[Open Site] 9-3 TOKAS 「キュレーターインレジデンス」「国内レジデンス」 9-4 スタートアップ助成 9-5 東京芸術文化創造発信助成 9-6 東京音楽コンクール
	No. 10 担い手育成・支 援&創作環境向 上	10-1 タレンツ・トーキョー 10-2 とびらプロジェクト 10-3 担い手育成の体系整理 10-4 芸術系大学等との連携 10-5 芸術文化団体等とのネットワーク会議 10-6 アート・プロボノ等 10-7 TOKAS レジデンシー 10-8 アーティストの創作環境の整備 10-9 東京ライブ・ステージ応援助成 再録 東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」

## イ 監査の結果

東京文化戦略2030の4つの戦略のKPIに対して定量的な目標値や達成時期を設定することは、10の推進プロジェクトの各施策の進捗状況や効果を測定し、アクションプランより監査人作成

各施策の有効性を確認する上で重要であると考えられる。

各施策の有効性が確認されない場合は、当該プロジェクトの継続性を再考すべきであり、一方で有効な施策であると評価できる場合は、当該施策に都の行政資源（ヒト（人的資源）、モノ（物的資源）、カネ（財務資源））をより集中的に投入し、プロジェクトを更に邁進させる検討材料となり得ると考えられる。

そのため、まず、東京文化戦略2030のKPIがどのような考え方により設定されているかロジックモデルを確認したところ、東京文化戦略2030の4つの戦略は、定性的な内訳項目を有しており、その内訳項目がそれぞれ運動する関係となっており、この内訳項目の進捗状況や効果を測定するためにKPIが設定されている構造となっていた。戦略1の「人々のウェルビーイングの実現に貢献する」を例に挙げると、「経済的状況が不利な人々のアクセシビリティ向上」（KPI：金銭的な理由により鑑賞していない人の割合）、「地理的状況が不利な人々のアクセシビリティ向上」（KPI：物理的な理由により鑑賞していない人の割合）、「子供・若者のアクセシビリティ向上」（KPI：若者の鑑賞割合）、「その他の人々のアクセシビリティ向上」（KPI：育児・介護の理由により鑑賞していない人の割合）が、「誰もが芸術文化に身近に触れられる環境の整備」につながっている。そして、「様々な人々が楽しむプログラムの開発・充実」（KPI：鑑賞に関心があるが鑑賞していない人の割合）と合わせ、人々の幸せに貢献していく関係となっている。なお、ロジックモデルは、個別施策ごとに、投入する行政資源から、行政の活動とその過程、活動によって提供される財・サービス、直接的・最終的な結果に至るまでの論理的なパスを個別具体的に描いたものと一般的にいわれており、プログラムセオリーとも呼ばれている。

「未来の東京」戦略15「文化・エンターテインメントと都市戦略」の政策目標では、2030年度（令和12年度）の設定目標として、「東京の文化環境を楽しんでいる人の割合を70%まで向上」（令和5年度の割合46.0%。中間目標として令和8年度60.0%）、「直近1年間で文化活動を行った人の割合を40%まで向上」（令和5年度の割合25.9%。中間目標として令和8年度32.0%）という定量的な目標値や達成時期が掲げられている。この点、KPIの定量的目標値や達成時期の設定に関して担当者にヒアリングを実施した。

担当者からは、「多様な価値観や解釈が伴う文化分野ではその質的な特性から定量化が困難であり、数値目標で評価することが適切でない場合がある。また、政策効果の時間的測定が難しく、例えは文化芸術の普及や担い手の育成支援では成果が長期的な時間の中で外的要因も含みながら現れるため、具体的な達成時期の設定が困難である。」との回答があり、KPIの定量的な目標値や達成時期の設定は行われていないとのことである。

確かに、文化振興事業の文化芸術の普及や担い手の育成支援等において、定量

的目標値や具体的な達成時期の設定が容易ではないことは考慮事項であると考えられる。また、東京文化戦略2030のKPIのうち、例えは「育児・介護の理由により鑑賞していない人の割合」（戦略1のKPIの一つ）については、都民の育児・介護の置かれる状況に左右され、文化振興事業の施策のみではKPIの目標を定めることが難しい側面は理解できる。

一方、10の推進プロジェクトの各アクションプランにおいては、令和6年度に実施が計画されている事業の評価・検証を通じて令和7年度から令和8年度の計画に反映することとされている。KPIのうち、例えは「関心がある事業がなく鑑賞していない人の割合」（戦略2のKPIの一つ）は、「芸術文化の鑑賞には関心があるが、関心がある展覧会・公演等がなかったから鑑賞しなかった都民の割合」であり、生活文化スポーツ局の文化振興事業の施策内容の巧拙が反映されていく面があると考えられる。

当該アクションプランのP D C Aサイクル機能の有効性を高めるため、都民に対するアンケート調査等によりKPIの再測定を実施するなど、令和3年度のKPIの測定結果からの状況変化を把握し、アクションプランの各事業がKPIにどのように影響を与えたのか分析・評価し、その結果を今後の各事業に反映することは文化振興事業に行政資源を有効的に投入していく上で重要である。

（意見4-1）東京文化戦略2030のKPIの測定結果による事業評価について

東京文化戦略2030では、「芸術文化で躍動する都市東京」を目指す2040年代の東京の姿（将来像）として、4つの戦略が策定され、この戦略実行のために10の推進プロジェクトが掲げられている。

この4つの戦略の進捗度合いを確認し、10の推進プロジェクトの施策の評価や見直しに反映するため、目標の達成度合いを計測・監視するための定量的な指標としてKPI（重要業績評価指標）が設定されている。そして、東京文化戦略2030の10の推進プロジェクトに基づき、都、歴史文化財団及び都響が重点的に実施する事業の3か年計画である「東京文化戦略2030アクションプラン」（以下「アクションプラン」という）が定められている。

都の掲げる2040年代の東京の姿（将来像）を実現するためには、10の「推進プロジェクト」に都の行政資源（ヒト（人的資源）、モノ（物的資源）、カネ（財務資源））を有効的に投入し、アクションプランのP D C Aサイクル機能の有効性を高める必要がある。

そのため、都民へのアンケート調査等によりKPIの再測定を実施するなど、令和3年度のKPIの測定結果からの状況変化を把握し、アクションプランの各事業がKPIにどのように影響を与えたのか分析・評価し、その結果を今後の各事業の実施方針等に反映されたい。

## (2) 文化振興事業の財務情報

### ア 概要

(ア) 文化施設の施設別財務情報  
都の文化施設に係る管理運営の財務情報としては、指定管理者である歴史文化財団が公益法人として作成が求められる法人の財産及び損益の状況を表した財務諸表がある。

歴史文化財団の財務諸表には、指定管理先（博物館・美術館等の文化施設）における都に帰属する資産等のストック情報や費用などのフロー情報が計上されていない。この点、施設別に都の財務情報と指定管理者である歴史文化財団の財務情報を合算した施設別財務情報が、令和5年11月に公表されている。この施設別財務情報については、I (3) にて詳述している。

### (イ) 文化振興事業財務等連結情報

平成 27 年度の包括外部監査では、意見 2-37 「文化施設に係る P D C A サイクルと情報開示について」において、文化振興部、歴史文化財団及び都響が実施すること、またセグメント情報の P D C A サイクルによる経営管理及び都民への情報開示の活用に関する意見が付されている。

生活文化スポーツ局は、令和 5 年 11 月に、この意見への措置として、文化振興部、歴史文化財団及び都響を連結した令和 3 年度決算のセグメント情報である「令和 3 年度文化振興事業財務等連結情報」を公表している。

この連結情報の公表内容は、以下のとおりである。

表 B-4-4 文化振興事業財務等連結情報 (令和 3 年度)

○令和3年度文化振興事業財務等連結情報

〔資産と負債〕

資産	流動資産	固定資産	負債	流動負債	固定負債	正味財産
158,240,295	7,021,082	151,219,184	17,791,968	4,333,994	13,457,974	140,448,297

(単位:千円)

(意見 4-2) 文化振興事業の財務情報の公表内容の充実について  
文化振興部、歴史文化財団及び都響の令和 3 年度の財務情報等を連結した文化振興事業財務等連結情報については、令和 5 年 11 月に公表され、資産（流動資産・固定資産）、負債（流動負債・固定負債）、収入（経常収入・特別収入）、費用（経常費用・特別費用）の金額が開示されている。しかしながら、これ以上の内訳を示す勘定科目は公表されておらず、都民や一般情報利用者が文化振興事業全体の財務情報の把握・分析・評価を十分に行うことができないと考えられる。

都民や一般情報利用者へ有用性のある情報提供を行い、都の文化振興事業への理解を更に促すために、令和 4 年度以降の決算情報に關しても毎年度、文化振興事業財務等連結情報を作成及び公表するとともに、会計管理局や建設局が公表している財務情報も参考にしつつ、文化振興事業財務等連結情報の貸借対照表と行政コスト計算の勘定科目について、より明瞭に開示することを検討されたい。

また、都民や一般情報利用者の文化振興事業の財務状況等の理解に資するため、都民や一般情報利用者の目線に更に寄り添った公表内容も検討されたい。

### イ 監査の結果

文化振興事業財務等連結情報では、「資産と負債」として令和 3 年度末の資産（流動資産・固定資産）、負債（流動負債・固定負債）及び正味財産の金額が、「収入と費用」として令和 3 年度中の収入（経常収入・特別収入）、費用（経常費用・特別費用）及び収支の金額が公表されている。

しかし、これ以上の内訳を示す勘定科目は公表されておらず、例えば、文化振興部、歴史文化財団及び都響という文化振興事業全体での資産の内訳（所有する建物等）、負債の内訳（対外的に負っている債務等）、収入（入場料、施設利用料、演奏事業に係る収益、都税、寄附金等）や費用の内訳について、都民や一般情報利用者が把握や比較などを行うことができないと考えられる。

ここで、参考になるものとしては、I (3) で述べた会計管理局や建設局などのものがある。建設局では、政策連携団体を連結の範囲に含めた、道路・河川・公園に係る事業別の連結財務情報を公表しており、行政コスト計算書の行政費用では、給与関係費、扶助費、補助費等、投資的経費、減価償却費の勘定科目が区分掲記され、金融費用では公債費（利子）の勘定科目が区分掲記されている。また、貸借対照表の固定資産では、行政財産、インフラ資産、建設仮勘定、負債については都債の勘定科目が区分掲記されている。さらに、1 規模当たりの行政コストとして、行政コスト（行政コスト計算書の行政費用と金融費用の合計）を都人口で除した「都民 1 人当たりの行政コスト」も公表されている。

〔収入と費用〕

収入	経常収入	特別収入	費用	経常費用	特別費用	収支
18,945,220	18,944,809	411	23,640,466	23,640,286	181	△ 4,695,246

(単位:千円)

〔注1〕政策連携団体である都響・歴史文化財団及び東京藝術大学を連結の範囲に含む。  
〔注2〕連結した数値には、国や団体からの助成事業や助成金を除くとしない自主事業等の情報を含む。

都ホームページより監査人抜粋

### (3) 文化施設の管理運営の方法

#### ア 概要

文化振興部の所管施設については、地方自治法第244条の2第3項及び各館設置条例の規定により、指定管理者制度を導入している。

令和5年度の都の文化施設における指定管理者制度は、7施設(東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京文化会館、東京芸術劇場)であり、指定管理者は、歴史文化財団である。

歴史文化財団は、令和3年度から令和8年度までの6年間の指定管理者として特命にて選定されている。この特命選定の条件は、「東京都指定管理者制度に関する指針」にて定められている。

公の施設の管理については、平成15年度の地方自治法の改正により、普通地方公共団体が指定する者に管理権限を委任する指定管理者制度が導入され、公の施設の管理は、直當か指定管理者制度のいずれかに移行しなければならないことになった。また、平成25年10月に地方独立行政法人法施行令が改正され、政令に定める公共的な施設に「博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館」が追加されことで、これらの施設については、地方独立行政法人による設置及び管理が可能となっている。

表B-4-5 指定管理者制度と地方独立行政法人 制度比較

項目	指定管理者制度	地方独立行政法人制度
制度概要	地方公共団体が指定する法人その他他の団体に公の施設の管理を行わせる。	地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を持つ法人を設立し、この法人に当該事務・事業を担わせることにより、より効果的・効率的な行政サービスの提供を目指す。
業務範囲	公の施設の管理(道路・学校等、個別法において地方公共団体に管理者を限定している施設については対象外)	○試験研究 ○大学の設置・管理 ○公営企業相当事業(病院事業等) ○社会福祉事業 ○窓口関連業務 ○公共的な施設の設置・管理(博物館・動物園等)
公権力の行使	施設の使用許可を行うことが可能	法律上の根拠が必要

項目	指定管理者制度	地方独立行政法人制度
職員の身分 (公務員/非公務員)	非公務員 (みなし公務員等の規定なし)	○特定地方独立行政法人:公務員 (ただし、特定地方独立行政法人職員には地方公営企業等の労働関係に関する法律が適用され、地方公共団体の一般の行政職員と比較して、給与・勤務条件について団体交渉で決定する等の違いがある。) ○一般型地方独立行政法人:非公務員(みなし公務員等の規定あり)
ガバナンスの仕組み	設立・認可・指定の手続き ○設立団体の議会の議決 ○議会の議決 ○指定管理者の指定 ○利用料金の承認 ○設立団体の議会の議決 ○定款の制定 ○総務大臣又は都道府県知事の認可	○目標による管理と評価の仕組み ・中期目標は、設立団体の長が議会の議決を経て定める。 ・中期計画は、法人が作成し、設立団体の長が認可 ・毎事業年度終了後、法人の業務実績を設立団体の長が評価。評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知し、公表 ・設立団体の長は、法人に対して評価結果を通知・公表、議会に報告 ・法人は評価結果を中期計画、業務運営の改善等に適切に反映・公表 ・設立団体の長は、中期目標期間終了時までに、業務継続・組織存続の必要性等を検討・所要の措置を講じる。 ○財務・会計 ・法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成、公表。設立団体の長が承認 ○定款変更、解散及び合併に当たっては、総務大臣又は都道府県知事の認可等が必要

項目	指定管理者制度	地方独立行政法人制度
管理者、法人の長等の権限	○指定管理者が管理運営の業務を実施する。 ○仕様書、協定書等に基づき、民間事業者等の裁量によりそのノウハウを活用して業務を実施	理事長が置かれ、法人を代表してその業務を総理する。
職員の任命・人事管理	指定管理者が定める。	理事長が定める。
組織・定数	指定管理者が定める。	理事長が定める。
財源措置	必要な指定管理料を地方公共団体から支払	地方公共団体が、業務財源の全部又は一部を交付することが可能
予算制度	指定管理者が收支計画等を作成し、地方公共団体と協議	○中期計画で予算、收支計画及び資金計画を定め、これに基づき年度計画を定め設立団体の長に届出 ○利益を翌事業年度の使途に充てることが可能
運営コスト等	地方公共団体から支払われる管理料及び施設利用者の支払う使用料から、指定管理者が運営経費を負担	地方公共団体から独立した法人としての運営が求められる。

(注) 地方独立行政法人制度には、公立大学法人・公営企类型地方独立行政法人・申請等関係事務処理法人に関する特例は記載していない。

総務省ホームページ「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」報告書(参考資料)・「令和5年度地方財政審議会(6月13日)議事要旨」説明資料、長野県ホームページ「第2回民間協働専門部会」資料3より監査人作成

ここで、平成27年度の包括外部監査報告書において都の博物館・美術館に係る地方独立行政法人の設置及び管理について検討が足されているが、生活文化スポーツ局(当時は生活文化局)の見解は、指定管理者制度と地方独立行政法人の制度を比較した結果、指定管理者制度に替え、地方独立行政法人の設立や財産整理、様々な制度改正など時間や大きなコストをかけて地方独立行政法人制度を導入する意義は乏しいというものであった。

#### イ 監査の結果

(ア) 地方独立行政法人大阪市博物館機構の設立を受けて

大阪市において、博物館・美術館の公共的な施設の管理運営における地方独立行政法人の初めての実例となる「地方独立行政法人大阪市博物館機構」(以下「機構」という。)が、平成31年4月1日に設立された。

機構は、大阪市立科学館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、大阪市立自然史博物館、大阪市立美術館及び大阪中之島美術館を運営している。

大阪市立科学館については、平成18年から平成30年度まで大阪科学振興協会を指定管理者として運営がなされており、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪歴史

博物館、大阪市立自然史博物館及び大阪市立美術館については、大阪市博物館協会を指定管理者として平成22年から平成30年度まで管理運営がなされていた。都以外の地方公共団体において、指定管理者が管理運営していた博物館・美術館に対し地方独立行政法人の設立がなされた初めての実例が生じたことを受け、都の文化施設のうち博物館・美術館に対する地方独立行政法人の設置及び管理に関する見解について、担当者にヒアリングを実施した。

生活文化スポーツ局の見解としては、「知事の附属機関である東京芸術文化評議会に諮った東京文化戦略2030において、戦略を実現するための推進体制として、歴史文化財団は戦略的かつ効果的な政策連携を行うイニシアチブパートナーとして位置付けられている。また、同様に都立文化施設の運営指針も同評議会に諮ったものであり、指定管理者である歴史文化財団は、運営指針に基づき7館(東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京文化会館、東京芸術劇場)やアーツカウンシルと一体になって戦略の実現に向けた取組を行っている。」とのことであった。

また、「東京文化戦略2030の実現に向け、都立文化施設は、芸術文化の創造発信拠点として中核的役割を果たすものであり、その運営を行っては、都の方向性に運動し、時代の要請に柔軟かつ迅速に対応することが求められている。また、都立文化施設は、幅広い分野における資料・作品の収集、保存、管理や調査研究を行うとともに、魅力的で創造性豊かな事業の展開等を行う必要があり、専門性・学術性が極めて高く、運営者には幅広い分野の専門人材、ノウハウ、他機関とのネットワークを豊富に有することが求められる。そのため現時点では歴史文化財団が指定管理者として管理運営を行うことが最善であると考えられ、地方独立行政法人制度の導入に関しては、平成27年度の包括外部監査の時点から方針の変更はない。」とのことであった。

#### (イ) 指定管理者の特命選定

歴史文化財団は、都の文化施設の指定管理者であるとともに、都の政策連携団体である。政策連携団体とは、都の事業協力団体(事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力をを行う団体)であって、「東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準」において定める要件を満たす団体のうち、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全般的に指導監督を行う必要がある団体と位置付けられている。

都の文化施設の令和3年度から令和8年度までの指定管理者の候補者選定に当たって歴史文化財団が特命により選定されている理由として、指定管理先の

文化施設が「都の政策等との密接な関連性及び施設の管理運営における団体の適格性の観点から、東京都政策連携団体による管理運営が適切である施設」に該当しているとの判断である。

ここで、歴史文化財団は、指定管理者の選定時に都に提出している提案書類（事業計画書）及び指定期間に行う中間見直しの事業計画書に基づいた達成目標を設定し、各施設の達成目標の進捗状況等を管理しているが、特命で選定されている以上、他の民間事業者が指定管理者として参入する余地は排除されており、歴史文化財団において文化施設の管理運営を自律的に行うインセンティブが生じ難くなる可能性もあると考えられる。

この点、生活文化スポーツ局の見解では、指定管理者の管理運営の内容は、指定管理先の各館の外部評価や都の指定管理者評価などにより適正な評価を行つており、評価に基づくP D C Aサイクルにより自律的なインセンティブが働いているとのことであった。

しかし、歴史文化財団の指定管理期間は6年間の長期であり、指定管理の提案時の設定目標を尊重するあまり直近の把握された諸条件を踏まえたP D C Aサイクルとならないのであれば、P D C Aの効果も損なわれかねない。より自律的なインセンティブを期待する上では、毎年度、歴史文化財団の自主的かつ専門的な事業予測に基づいた目標を定めることが有用である。歴史文化財団の予算についても事業予測に基づいた目標を反映させることが望まれるが、都の予算との連動の必要などから毎年度の対応が難しい場合、指定管理の中間の見直しなどの機会を捉えて、適時かつ適切に反映させることが重要となる。

(ウ) 収蔵品の購入予算の取扱い

a 収蔵品の状況について

都が保有する令和5年度末時点の収蔵品（美術品、生活民俗資料等の資料の総称）の状況は、以下のとおりである。

表B-4-6 都が保有する収蔵品の状況（令和5年度末）

文化施設名	収蔵点数（点）
東京都江戸東京博物館	347,988
東京都写真美術館	37,849
東京都現代美術館	5,825
東京都美術館	49
東京都庭園美術館	198
計	153,000,000
	152,569,431
	430,569

(注) 東京都江戸東京博物館の収蔵品は、江戸東京たてもの園の復元建造物30棟を含む。  
歴史文化財団提供資料より監査人作成

担当者によると、幅広い分野における資料・作品の収集、保存、管理や調査研究を行うため、歴史文化財団を指定管理者とする管理運営を継続しているとのことであり、収蔵品の収集に関しては、文化振興部が直接購入するのではなく、美術作品等の学術的価値や市場の動向に係る専門的な知見を有する歴史文化財団に対して委託する形をとっている。

具体的には、「東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館及び東京都庭園美術館収蔵品購入経費に関する協定」を歴史文化財団と締結している。

歴史文化財団は、都が館ごとに定める収集方針に従い、情報収集、調査及び折衝を行い、収蔵すべきと判断した資料をリスト化し、都に報告する。都は、報告に基づき、学識経験者により構成する収蔵委員会に必要な案件を付議し、資料の購入等に係る調査検討や資料の価格評価などを行う。収蔵委員会の結果を考慮し、都が購入すべき資料や購入価格の上限等を決定して、歴史文化財団に通知する。歴史文化財団は、通知に基づき購入すべき資料の所有者等と折衝し、都からの指示に基づき購入を行う。協定は年度ごとの締結であり、各年度の計画額と実績額との差額は、都に返還される。

上記のフローに基づき、収蔵品の収集に関して、委託料として歴史文化財団に措置された令和5年度の予算額と実績額の推移は、以下のとおりである。

表B-4-7 令和5年度 収蔵品収集に係る計画と実績

施設	計画額	実績額	差引返還額
東京都江戸東京博物館	30,000,000	29,860,365	139,635
東京写真美術館	50,000,000	49,999,400	600
東京現代美術館	70,000,000	69,709,666	290,334
東京庭園美術館	3,000,000	3,000,000	0
計	153,000,000	152,569,431	430,569

都提供資料より監査人作成

b 収蔵品の予算編成について

収蔵品については、一般的な市場価格が存在しないものが多く、購入予算の編成に当たっては見積の要素が存在すると考えられるが、担当者によると、毎年度の収蔵品の購入の予算額（歴史文化財団への委託料の予算額）は、1億5,300万円を基本にしているとのことである。

この収蔵品の購入予算は、都の単年度予算主義により単年度で精算され、未執行額は歴史文化財団から都に返還されるが、美術品等は市場に出回る点数やそ

の価値の変動が大きく、計画額の策定後に突発的なニーズや調達価格の変更が生じる可能性がある。こうした状況においては、単年度の予算では十分に対応できないことが想定される。また、予算が単年度であること、その執行に重点を置くあまり短期的なニーズが優先され、中長期的な視点での収集が難しくなることも想定される。例えは、特定の芸術家の作品を数年間かけて収集することを計画する場合に、各年度に計画額を分割した場合、特定の期に集中的に入手する機会があっても、予算上対応することができない。

一方、地方独立行政法人の場合は、使途制限のない運営費交付金等の交付について、中期目標期間内において財源の繰越しは可能となつており、収蔵品の購入予算の中期的な活用に関して地方独立行政法人の制度に利点はあると考えられる。

この点、生活文化スポーツ局の見解としては、都民の宝であるコレクションを継続的に充実していくよう、都立文化施設運営指針において収集・保管・活用に関する方針を打ち出しており、都と歴史文化財団では、都のコレクション全体を横断的に管理し、都の収集方針に基づき中長期的な視点で毎年度の収集を行えるようにするほか、保管や活用についても見直し等を行うなど、既に検討を開始し、調整を進めていることである。収蔵品の購入予算の単年度措置の弊害に対する取組を行っていることである。そうした取組については評価できるものの、やはり、単年度予算主義により収蔵品の購入予算(歴史文化財団への委託料の予算)の繰越しを行うことができない点は、突発的なニーズや中長期的な収集方針に沿った収蔵品の購入の制約とならないか、当該取組の実効性を今後見極める必要はある。

(エ) 文化施設の管理運営から生じた利益の使途に係るガバナンス

公益法人は、公益目的事業を行ふに当たり、当該事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないという収支相償が求められ、損益計算書(正味財産増減計算書)における公益目的事業会計の収益は、費用を上回らないようして法人経営を行うことが基本となる。

収益が費用を上回り黒字となる場合には、特定費用準備資金への積立てを行うことにより収支相償を達成することはできる。特定費用準備資金への積立ては、公益法人において認められている取扱いであり、黒字の結果として増加する正味財産を財源とするものである。

歴史文化財団の特定費用準備資金は、令和5年度末残高で約16億7千万円であり、財源としては正味財産から全て充当されている。

表B-4-8 特定費用準備資金(令和5年度末)

(単位:円)

勘定科・目	残高
東京都写真美術館30周年記念事業積立資産	65,000,000
東京都現代美術館30周年記念事業積立資産	17,019,296
東京都美術館100周年記念事業積立資産	50,279,504
東京都江戸東京博物館大規模改修中特別展積立資産	63,000,000
東京都美術館・アートコミュニケーション事業積立資産	49,000,000
発信力強化事業積立資産	762,465,874
芸術文化未来共創事業積立資産	667,666,250
合計	1,674,430,924

歴史文化財団提出資料より監査人作成

特定費用準備資金のうち、令和5年度末残高が1億円を超えている発信力強化事業積立資産、芸術文化未来共創事業積立資産の内容及び使用計画は、歴史文化財団によると以下のとおりである。

## a 発信力強化事業積立資産

東京2020大会終了後、各館連携事業の実施及び広報の拡大、展覧会・公演等の文化事業の更なる充実などに取り組むことにより、東京における芸術文化の一層の振興とともに、歴史文化財団の認知度やブランド力の向上を図り、また、展覧会と連動したコンサートなど美術館とホール等複数施設が企画実施に携わる連携事業の新規実施、新規の広報媒体等を活用した財団運営施設全体の一括広報の実施、展覧会等の海外巡回の企画実施など、事業の更なる拡大、充実を図っていくもの。

表B-4-9 発信力強化事業積立資産 使用計画

(単位:円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度
176,463,000	242,092,850	343,910,024

歴史文化財団提出資料より監査人作成

## b 芸術文化未来共創事業積立資産

東京文化戦略2030を推進するために、芸術文化の輝く未来を創出する。そのため芸術の継承、次世代の育成、先端的取組への挑戦、連携による活性化、共生社会の実現などの取組を充実・拡大することで、芸術文化により新

たな発想を促し、東京の持続可能な発展を支え、また、これらの取組による芸術文化の力で人々の想像力を高め、誰もが互いの違いを認めあい、一人ひとりが自分らしく居られる社会の実現につなげていくもの。

表B-4-10 芸術文化未来共創事業積立資産 使用計画

(単位:千円)

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
341,500	321,500	319,500	333,300	357,500	336,700

歴史文化財団提出資料より監査人が作成

公益目的事業会計で生じた単年度の黒字は特定費用準備資金（令和5年度末残高は約16億円）へ積立てを行っているが、歴史文化財団内の意思決定により完結するものであり、都側で都の文化振興政策（東京文化戦略2030等）と整合した積立状況・使用計画となっているかの検討が十分に機能するとは限らないと考えられる。

一方、地方独立行政法人は、設立団体の長が議会の議決を経て定めた中期目標により中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受け、設立団体の長への届出を行った年度計画に基づき経営を行うが、毎事業年度、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書）を作成し、設立団体の長に提出及びその承認を受けることになっている。また、地方独立行政法人は、地方独立行政法人法に基づき、毎事業年度に損益計算で利益が生じたときは、前事業年度から繰越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は積立金として整理しなければならないが、設立団体の長の承認を受け、残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の剩余金の使途に充てることができるとしている。さらに、中期目標の期間の最後の事業年度に積立金があるときは、設立団体の長の承認を受けて、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができるとされており、それでもなお残余がある場合は、残余の額を設立団体に納付しなければならないとされている。

このように、地方独立行政法人では、毎事業年度に損益計算で生じた利益については積立金として整理され、中期目標の期間を超えて積立金を繰越しする場合には、設立団体の長の承認までが必要となり、さらに、その際に残余額がある場合は設立団体へ納付する仕組みがある。文化施設の管理運営から生じた利益の使途について、歴史文化財団内の意思決定で完結する特定費用準備資金の積立てと比べ、地方独立行政法人制度においては設立団体の長までの承認を得る

必要があり、文化施設の管理運営から生じた利益の使途に対して、都民により高い透明性をもって説明責任を果たすことができると考えられる。

この点、生活文化スポーツ局の見解としては、特定費用準備資金を活用する事業について、都の施策と運動性を持たせ、戦略的な文化事業の原資として活用していくため、令和4年度より新たに開始した生活文化スポーツ局と歴史文化財団との政策連携会議に都の施策に資する事業への活用を協議する機能を持たせていることである。この点、そもそも特定費用準備資金の活用の検討以前に、収支の均衡を基調とした決算を見据えた予算となるよう、十分な議論も期待される。

ただ、政策連携会議における協議の機能が、地方独立行政法人制度の利益の便益に係るガバナンスと比較し得るものであることが必要であり、そのためには、生活文化スポーツ局のしかるべき責任者が適切な会議体で協議を行い、協議に当たっては、予算についての議論も含め、特定費用準備資金の積立理由及び使用計画の妥当性、特に都の施策との整合性などの観点で十分な検討が行われ、その検討内容を文書で残すことが必要である。

#### (意見4-3) 文化施設の管理運営について

都の文化施設である東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館及び東京都庭園美術館は、指定管理者制度により管理運営されており、東京文化会館及び東京都芸術劇場と併せ、令和3年度から8年度までの期間の指定管理者として、歴史文化財団が特命にて選定されている。地方公共団体が所有する博物館・美術館については、地方独立行政法人を設置して管理することが地方独立行政法人法令上で可能となっており、大阪市では、美術館・博物館の管理運営を、地方独立行政法人である大阪市博物館機構が行っている。このように、他の地方公共団体において博物館・美術館の管理運営を行なう地方独立行政法人の設立実例があるものの、生活文化スポーツ局としては、博物館・美術館の管理運営について現時点では歴史文化財団が指定管理者として管理運営を行うことが最善の見解としている。この点、歴史文化財団は、特命で指定管理者として選定されており、他の民間事業者の指定管理者としての参入余地が排除され、文化施設の管理運営を自律的に行なうインセンティブが生じ難くなる可能性もあると考えられる。生活文化スポーツ局の見解では、都の指定管理者評価などに基づくPDCAサイクルにより自律的なインセンティブが働いているとのことであった。しかし、歴史文化財団の指定管理者の指定期間は6年間の長期であり、指定管理の提案時の設定目標を尊重するあまり直近の把握された諸条件を踏まえたPDCAサイクルとならないのであれば、PDCAの効果も損なわれかねない。より自律的なインセンティブを期待する上では、毎年度、歴史文化財

団の自主的かつ専門的な事業予測に基づいた目標を定めることが有用である。歴史文化財団の予算についても事業予測に基づいた目標を反映させることが望まれるが、都の予算との連動もあり毎年度の対応が難しい場合、指定管理の中間の見直しなどの機会を捉えて、適時かつ適切に反映させることが重要となる。

また、収蔵品（美術品、生活民俗資料等の資料の総称）の購入予算については、生活文化スポーツ局から歴史文化財団に委託料として単年度で措置されており、収蔵品の中長期的な購入計画の立案や突発的なニーズへの対応の点で課題もあると考えられる。地方独立行政法人の場合は、使途制限のない運営費交付金等の交付について中期目標期間において財源の繰越しは可能となり、収蔵品の購入予算の中長期的な活用に関して地方独立行政法人の制度に利点はあると考えられるが、生活文化スポーツ局と歴史文化財団では、都のコレクション全体を横断的に管理し、都の収集方針に基づき中長期的な視点で毎年度の収集を行えるようにするほか、保管や活用についても見直し等を行うなど、取組の検討を進めているとのことであり、当該取組の実効性を今後見極める段階である。

さらに、歴史文化財団は、公益認定上で要求される収支相償を図るため、公益目的事業会計で生じた利益を特定費用準備資金として積立てを行っているが、歴史文化財団内で利益使途の意思決定が完結するため、都側で都の文化振興政策（東京文化戦略 2030 等）と整合した積立状況・使用計画となっているかの検討が十分に機能するとは限らない。一方、地方独立行政法人制度では、毎年度の利益を積立金として中期目標期間を超えて繰越しをする際には設立団体の長までの承認が必要であり、利益使途のガバナンスの面で、都民に対してより透明性の高い利益使途の説明責任が果たせると考えられるが、生活文化スポーツ局は、令和4年度より新たに開始した歴史文化財団との政策連携会議に都の施策に資する事業への活用を協議する機能を持たせているとのことである。また、そもそも特定費用準備資金の活用の検討以前に、収支の均衡を基調とした決算を見据えた予算となるよう、十分な議論が期待される。やはり当該取組の実効性を今後見極める段階である。

以上、都の文化施設の指定管理者制度での管理運営について、収蔵品の購入予算の繰越しなど対応が難しい課題を残しつつも、生活文化スポーツ局は、地方独立行政法人制度の利点を実質的に取り込む形で様々な取組を図っている。博物館・美術館とホール系文化施設（東京文化会館・東京芸術劇場）との一体的な管理運営という強みもあるとすれば、博物館・美術館について直ちに地方独立行政法人化の検討を行う必要は必ずしもないと見えるが、一方、各々の取組の成否によっては、地方独立行政法人化の検討も有用と言える。したがって、各々の取組において、より実効性のある対応を図られたい。

#### （4）寄附金

**ア 概要**  
文化振興部において、都民等から寄附金を直接受け入れる独自の取組は特段設けられていない。

一方で、文化振興部における寄附に関する取組として、東京文化戦略 2030 では、戦略4「持続性のある芸術文化エコシステムを構築する」において、KPI として「芸術を対象とした寄附をしたことがある・今後したい人の割合」が掲げられている。また、戦略実行のための推進プロジェクトとして、「狙い手育成・支援＆創作環境向上プロジェクト」が設定され、プロジェクトの方向性として、芸術文化活動を支えていくため、都民や民間企業の支援を後押しするとともに、企業で培った経験やスキルを生かしたボランティア活動であるプロボノを増やす取組を推進すると記載されている。

さらに、東京文化戦略 2030 に基づき実施する事業の3か年計画（アクションプラン）の2023-2025年版では、上記プロジェクトの方向性を具体化した「10-7アート・プロボノ等」事業が策定されている。同事業では、3年後に芸術文化活動を支えるための効果的な施策を検討し、事業構築を行うことを目標としており、令和5年度の実績として「アート・プロボノ事業について検討」と記載されている。

#### イ 監査の結果

（ア）都民や民間企業の支援を後押しする取組  
芸術・文化については、行政のみならず、企業や篤志家による芸術・文化団体や個人の芸術家への支援も重要である。

その観点では行政による支援には限界があり、むしろ行政が企業や篤志家による支援を後押しし、芸術・文化の分野における寄附の文化を東京都に根付かせるための取組を行う必要があると考えられる。

例え、京都市では文化芸術の振興に活用する寄附の受け皿についての情報をまとめたポータルサイト「Kyoto Art Donation」を開設している。同サイトには、京都市の文化施設に対する寄附のみならず、企業や個人からの寄附のうち70%をアーティスト等の活動へ補助金として交付し、30%を京都市が行う文化芸術振興策へ活用する「Arts Aid KYOTO（京都市連携・協働型文化芸術支援制度）」という制度も紹介されている。また、「Kyoto Art Donation」のポータルサイトでは、施設を管理する公益法人への寄附も併せて紹介しており、自治体が企業・個人と芸術・文化団体や個人の芸術家を結ぶハブの機能を果していると言える。

この点、東京文化戦略 2030 では戦略4「持続性のある芸術文化エコシステム

を構築する」において、「芸術を対象とした寄付をしたことがある・今後したい人の割合」が掲げられており、東京文化戦略2030に基づき実施する事業の3ヵ年計画（アクションプラン）でも、「10-7アート・プロボノ等」事業が策定されている。そのため、同事業において都民や民間企業による支援の後押し等がどのように実行されているか、事業の有効性について担当者にヒアリングを実施したところ、令和5年度の実績としてアート・プロボノ事業について検討と記載されているものの、具体的に都民や民間企業による支援の後押しとして実施または検討された取組は存在しなかった。

（意見4-4）都民や民間企業による支援を後押しする取組について  
東京文化戦略2030では、戦略4「持続性のある芸術文化エコシステムを構築する」において、「芸術を対象とした寄付をしたことがある・今後したい人の割合」が掲げられており、東京文化戦略2030に基づき実施する事業の3ヵ年計画（アクションプラン）でも、「10-7アート・プロボノ等」事業が策定されている。

しかしながら、同事業の令和5年度の実績として、アート・プロボノ事業について検討と記載されているものの、具体的に都民や民間企業による支援の後押しとして実施または検討された取組は存在しなかった。

持続性のある芸術文化エコシステムを構築する上で、行政の役割には限界があり、都としては企業・個人と、芸術・文化団体や個人の芸術家を結ぶハブの機能を果たすことで、企業や篤志家による支援を後押しし、芸術・文化の分野における寄附を含む支援の裾野を広げる取組を行う必要があると考えられる。したがって、上記の観点から、都民や民間企業による支援の後押しとなる取組を実施することを検討されたい。

（イ）寄附の取組に関する政策連携団体との連携  
上記のことより、文化振興部において、寄附金を直接受け入れる取組は特段設けられていない。

一方で、政策連携団体である歴史文化財団と都響は、それぞれ美術・工芸等と音楽の分野で寄附金の制度を設け、企業及び個人からの支援を集めている。歴史文化財団が管理する博物館・美術館等の施設や館内で展示等されている美術・工芸品等の収蔵品は都の保有物であり、また、都響の活動を支える運営費は都から補助金が拠出されている。このように、東京文化戦略2030において音楽等と音楽の分野で密接に結びついているが、現状は都と両団体において寄附金に関する連携は特段取られておらず、それぞれ独自の取組を実施していることどまっている。

両団体に対する寄附や支援についても、都と一体的に連携することが効果的かつ効率的と考えられることから、両団体と寄附金制度に関して連携していくことを検討されたい。

## （5）補助金・助成金の手続

### ア 概要

文化振興部が所管する補助・助成事業のうち、令和5年度の補助金及び助成金の交付決定額と確定額の一覧は、以下のとおりである。

表B-4-1-1 補助金・助成金の交付決定額・確定額（令和5年度）  
(単位：円)

事業名	交付決定額	確定額
東京都歴史文化財団自主事業の実施に係る運営費補助金	1,703,442,000	1,457,397,399
東京都歴史文化財団東京文化会館の事業に係る補助金	81,553,000	64,518,144
東京都歴史文化財団財本部アーツカウンシル東京の事業に係る補助金	783,052,000	734,645,195

コールナパートナーとも位置付けられる両団体と都は、政策連携団体として美術・工芸等と音楽の分野で密接に結びついている。  
そのため、両団体に対する寄附や支援についても、都と一体的に連携することが効果的かつ効率的と考えられるが、現状は都と両団体において寄附の取組に関する連携は特段取られておらず、それぞれ独自の取組を実施しているにどまる。

地域の文化・芸術活動助成事業等に関する助成金（文化会館）	10,000,000	10,000,000
地域の文化・芸術活動助成事業等に関する助成金（芸術劇場）	5,000,000	5,000,000
東京都交響楽団運営費補助金	1,023,000,000	1,023,000,000
隅田川花火大会事業補助金	67,788,000	60,576,804
地区花火大会事業補助金	13,250,000	13,000,000
合計	3,687,085,000	3,368,137,542

都提供資料より監査人作成

文化振興部が所管する補助金・助成金では、事業ごとに交付要綱が定められており、当該要綱に基づき交付申請、交付決定、実績報告、精算などが行われる。補助事業を実施する団体は、補助・助成事業の完了時・精算時に実績報告書・精算報告書を文化振興部へ提出する。

#### イ 監査の結果

歴史文化財団東京文化会館の事業に係る補助金について、補助事業者である歴史文化財団から提出された精算報告書に記載されている補助金交付決定額が、正しくは81,553,000円であるべきところ、783,052,000円となつており、記載の不備が確認された。

#### (意見4-6) 補助金の精算報告書の記載誤りについて

「東京都歴史文化財団東京文化会館の事業に係る補助金」について、補助事業者である歴史文化財団から提出された精算報告書に記載されている補助金交付決定額が783,052,000円となつていたが、正しくは81,553,000円であった。

補助金額が確定する精算報告書の審査で、金額誤りにより正確な補助金の精算が行われない可能性があることから、精算報告書の記載金額は、文化振興部における補助金・助成金の審査等の手続において重点的に確認されるべき事項であると考えられる。

精算報告書の記載金額に誤りが確認されたことを鑑みて、補助・助成事業の審査・補助金支給の手続上の誤りを防止・発見するため、審査手続等において誤りが生じないよう再発防止策を検討し、補助金・助成金の審査等の手続や書類記載上の誤りの防止・発見に努められたい。

### V スポーツ総合推進部及びスポーツ施設部の事業について

#### (1) 東京都スポーツ推進総合計画

##### ア 概要

(ア) 東京都スポーツ推進総合計画の概要

生活文化スポーツ局は、平成30年3月にスポーツを通じてどのような都市を目指していくのかという考えの下、東京都スポーツ推進計画及び東京都障害者スポーツ振興計画を見直し、スポーツを通じて東京の未来を創造していくための羅針盤となるものとして「東京都スポーツ推進総合計画」を策定した。同計画に基づき、都は引き続き「スポーツ都市東京」の実現を目指し、スポーツ振興施策を推進していくこととしている。

東京都スポーツ推進総合計画は、平成30年度から令和6年度までを計画期間としており、「スポーツ都市東京」の実現に向け、「スポーツの力で東京の未来を創る」を基本理念として、3つの政策目標を設定している。また、3つの政策目標の実現に向けては、「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「支えるスポーツ」の3つの視点から課題を整理し、30の政策指針を示している。これらの政策目標と政策指針は、以下のとおりである。

政策目標 1 スポーツを通じた健康長寿の達成	将来イメージ 都民の誰もが、気軽にスポーツに親しみことによって、心身の健康が維持・増進し、いきいきと生活している。
・スポーツをすることへの関心喚起	・みるスポーツをみることの魅力発信
・スポーツを始める機会の創出	・スポーツを見る機会の創出
・スポーツを身近でできる場の確保	・スポーツによる事故防止等の推進
・成長段階にある児童・生徒の体力向上	・スポーツを支える都民の顕彰等
・競技力向上の取組を通じたスポーツ実施の推進	

  

政策目標 2 スポーツを通じた共生社会の実現	将来イメージ 障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わずに、全ての人が分け隔てなくスポーツを楽しみ、互いを理解・尊重しながら共生している。
・誰もが楽しめるスポーツへの理解促進	・みるスポーツの更なる魅力発信
・障害の有無に関わらないスポーツ振興	・誰もが気軽に観戦できるスポーツ環境の整備

・幼児・子供のスポーツ振興 ・高齢者のスポーツ振興 ・性別に問わらないスポンサード振興	・スポーツを通じた被災地支援
政策目標3 スポーツを通じた地域・経済の活性化 将来イメージ 都民が様々なスポーツを日常的に楽しむとともに、企業・地域団体等もスポーツの楽しさを実感できるサービス等を提供し、地域や経済が活性化していく。 するスポーツ ・スポーツクラスターを核とした地域の活性化 ・官民連携によるスポーツ ・気運の醸成 ・東京を活性化させるスポーツ ・地域におけるスポーツ活動の推進	障害のある都民(18歳以上)のスポーツ実施率 20~30歳代女性(都民)のスポーツ実施率 60歳以上の都民のスポーツ実施率 1年間にスポーツを直接観戦した都民(18歳以上)の割合 東京2020大会に出場する都が発掘・育成・強化したアスリート数 都内のスポーツ市場規模(スポーツGDP)
みるスポーツ ・スポーツ観戦の魅力発信 ・アスリートの活躍を通じたスポーツ気運の醸成 ・スポーツ施設における顧客の満足度向上 支えるスポーツ ・スポーツに関する技術開発・市場開拓への支援 ・地域や経済の活性化に寄与した団体等の顕彰 ・スポーツを通じた国際交流	支えるスポーツ ・スポーツに関する技術開発・市場開拓への支援 ・地域や経済の活性化に寄与した団体等の顕彰 ・スポーツを通じた国際交流
(注1) スポーツを支える活動:スポーツの指導やスポーツボランティアの実施、子供のスポーツの見守り等、スポーツを行う人を支援する活動 (注2) 令和3年までの達成を目指す	（注1）スポーツを支える活動:スポーツの指導やスポーツボランティアの実施、子供のスポーツの見守り等、スポーツを行う人を支援する活動 (注2) 令和3年までの達成を目指す

## (イ) 計画全体の目標値と9つの達成指標

東京都スポーツ推進総合計画における計画全体の目標値は、令和2年までにスポーツ実施率を70%にまで引き上げ、それ以降はこれを維持することとしている。この目標は、世界でスポーツ実施率がトップと言われているオーストラリア(69.5%)やスウェーデン(69.1%)を超えて、世界一を目指そうとするものである。

また、当該全体目標の下に、それぞれの政策目標においても、進捗状況を的確に把握するため、達成目標を3つずつ設定し、合計9つの達成指標を掲げている。9つの達成指標は、以下のとおりである。

表B-5-1 東京都スポーツ推進総合計画の達成指標			
項目	達成目標		
	令和2年 (目標値)	令和6年度 (目標値)	
1年間にスポーツを実施しなかつた都民(18歳以上)の割合	7.5%	7.5%を維持	
スポーツが「嫌い」「やや嫌い」と回答する中学2年生の割合	—	男子 5% 女子 10%	
1年間にスポーツを支える活動(注1)を行った都民(18歳以上)の割合	20%	20%を維持	

（ア）東京都スポーツ推進総合計画に関する進捗管理について  
東京都スポーツ推進総合計画における計画全体の目標値である都民のスポーツ実施率について、令和5年度実績は66.3%である。なお、都民のスポーツ実施率の推移は、以下のとおりである。

図B-5-1 都民のスポーツ実施率の推移



「東京都スポーツ推進総合計画」より監査人作成

## イ 監査の結果

政策目標 2	障害のある都民(18歳以上)のスポーツ実施率	令和2年(目標値)	令和6年度(目標値)
政策目標 2	—	—	40% (注2)
政策目標 3	60歳以上の都民のスポーツ実施率	50%	55%
政策目標 3	1年間にスポーツを直接観戦した都民(18歳以上)の割合	75%	75%を維持
政策目標 3	東京2020大会に出場する都が発掘・育成・強化したアスリート数	100人	成果等を踏まえ検討
政策目標 3	都内のスポーツ市場規模(スポーツGDP)	パラリンピック 25人	1.46兆円

(注1) スポーツを支える活動:スポーツの指導やスポーツボランティアの実施、子供のスポーツの見守り等、スポーツを行う人を支援する活動

(注2) 令和3年までの達成を目指す

また、令和5年度における達成指標の実績は、以下のとおりである。なお、これら9つの達成指標は、中間年度の令和2年度と最終年度の令和6年度のみ目標値が設定されている。そのため、令和5年度の実績と令和6年度の目標を比較している。

表B-5-2 東京都スポーツ推進総合計画の達成指標の進捗状況

項目	達成指標	
	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)
政策目標1	1年間にスポーツを実施しなかつた都民（18歳以上）の割合	5.1% 7.5%を維持
	スポーツが「嫌い」「やや嫌い」と回答する中学2年生の割合	男子 11.5% 女子 22.7% 男子 5% 女子 10%
	1年間にスポーツを支える活動を行った都民（18歳以上）の割合	14.8% 20%を維持
政策目標2	障害のある都民（18歳以上）のスポーツ実施率	46.3% 40%
	20～30歳代女性（都民）のスポーツ実施率	54.5% 55%
	60歳以上の都民のスポーツ実施率	74.9% 75%を維持
政策目標3	1年間にスポーツを直接観戦した都民（18歳以上）の割合	42.7% 50%を維持
	「東京のアスリートの競技力を高め、アスリートの経験を地域に還元し、元し、スポーツの裾野拡大や世界最高水準のスポーツ実施率につなげる」（注1）	— 定量的な指標なし
	都が発掘・育成・強化したアスリートで、新たなJPC強化指定選手・次世代育成選手数（注1）	41人 75人 (注2)
都内のスポーツ市場規模（スポーツGDP）		非公表 1.46兆円

（注1）東京2020大会の成績等を踏まえ、新たな目標を設定している。  
（注2）令和5年度実績は、令和4年度から5年度までの累計人数。令和6年度目標は、令和4年度から6年度までの累計人數。

都提供資料より監査人作成

令和5年度における達成指標の進捗状況を見てみると、「1年間にスポーツを実施しなかつた都民（18歳以上）の割合」及び「障害のある都民（18歳以上）のスポーツ実施率」は、令和5年度の実績時点において令和6年度に掲げた指標を達成している。また、「20～30歳代女性（都民）のスポーツ実施率」は、目標値55.0%に対して54.5%と目標値に近い水準であり、「60歳以上の都民のス

ポーツ実施率」も、目標値75.0%に対して74.9%と目標値に近い水準であった。一方、「スポーツが「嫌い」「やや嫌い」と回答する中学2年生の割合」は、男子で目標値5.0%に対して11.5%、女子で目標値10.0%に対して22.7%であった。生活文化スポーツ局としては、生涯を通じてスポーツに親しむ都民の増加に向けて、学齢期から運動習慣を身に付けさせ、男子・女子共にスポーツ好きを増やしていくことが必要であると認識している。

「1年間にスポーツを支える活動を行った都民（18歳以上）の割合」は、目標値20%に対して14.8%であった。生活文化スポーツ局としては、コロナ禍での落ち込みから復調傾向にあるもの目標値には達しておらず、引き続き情報や機会の提供、研修会の開催などにより、ボランティアや指導者など支える人材の増加や質の向上を図っていくことが必要であると認識している。

「1年間にスポーツを直接観戦した都民（18歳以上）の割合」は、目標値50%に対して42.7%であった。生活文化スポーツ局としては、スマートフォン等のデジタル機器を活用した観戦環境の整備が一層進んできているため、多様なメディアで観戦する都民の割合も含めて総合的に分析する必要があると認識している。

また、「東京のアスリートの競技力を高め、アスリートの経験を地域に還元し、スポーツの裾野拡大や世界最高水準のスポーツ実施率につなげる」については、定量的な達成目標が設定されていないため、実績についても定量的な評価はされていない。

スポーツGDPについては、定量的な達成目標が示されているものの、当該目標に対する実績値が公表されていなかった。東京都スポーツ推進総合計画に記載されているスポーツGDPの現状（2012年実績値）は、計画策定当時（2017年度）において政府関係金融機関が推計したものであったが、その後、2018年にスポーツGDPの新たな推計方法を同金融機関が開発し、それ以降、新たな推計方法によって日本国内全体のスポーツGDPを公表している。一方、都のスポーツGDPについては、都が推計することになるが、新たな手法において全国の推計から東京都内の推計値を測定する手法が確立されていない。担当者によると、目標に対する実績値が公表されていなかったのは、正確な成果分析を行うことが困難な状況となつたためとのことである。

（意見5-1）次期計画における政策目標に対する定量指標の設定について  
平成30年に策定された東京都スポーツ推進総合計画において、「スポーツを通じた地域・経済の活性化」という政策目標に対し、東京2020大会に出場する都が発掘・育成・強化したアスリート数をオリンピック100人、パラリンピック25人とする定量的な達成指標を掲げていた。

東京 2020 大会後、「①東京 2020 大会に向けて構築した競技力向上施策の体系を大会のレガシーとして活用し、引き続き、アスリートの競技力を向上する、②アスリートが地元や地域に応援され、また都のスポーツ推進に貢献できるよう、活躍する場を創出する」とする方向性の下、新たな目標として「東京のアスリートの競技力を高め、アスリートの経験を地域に還元し、スポーツの裾野拡大や世界最高水準のスポーツ実施率につなげる」が設定された。

当該目標は定性的なものであり、定量的な目標は設定されなかった。取組をより効果的なものとするためには、定量的な達成指標を設定し、目標達成状況を見える化した上で P D C A サイクルを運用することが望ましい。

次期計画における政策目標(政策の柱)に係る指標を設定する際には、可能な限り定量的な達成指標を設定することを検討されたい。

(意見 5-2) 成果分析が可能な指標の設定について  
東京都スポーツ推進総合計画において、「スポーツを通じた地域・経済の活性化」という政策目標に対し、定量的な達成指標として都内のスポーツ市場規模である「スポーツ G D P」を掲げ、令和 2 年度には 1.04 兆円、令和 6 年度には 1.46 兆円を目標としている。

しかし、生活文化スポーツ局は、政府関係金融機関の推計方法の変更により、新たな手法において全国の推計から東京都内の推計値を測定する手法が確立されないためスポーツ G D P の実績を公表していなかった。  
本来であれば、目標と実績を比較の上、成果分析を行い、その結果を公表することが望ましい。次期計画における政策目標(政策の柱)に係る指標を設定する際には、可能な限り目標と実績を比較し、成果分析を行うことが可能な指標とすることを検討されたい。

#### (意見 5-3) 各事業の目標と実績との比較分析の実施について

(意見 5-3) 各事業の目標と実績との比較分析の実施について  
政策目標を達成するための個々の事業については、それぞれ目標、取組予定、実績、効果・課題の区分で整理され、効果分析が行われている。しかし、実績では定量的な実施結果が記載されているにもかかわらず目標は定性的な記載にどまっているものや、目標値にじまないもの(目標「継続的な協力先の確保」、「パンフレット等を引き続き配布」、「区市町村等におけるマニュアルの活用を促進」)など、その粒度は様々であった。また、効果・課題についても、一部の事業においては、当該年度の取組内容の記載にとどまり、効果・課題に触れられていないものや、目標として定量的な数値が設定されている場合であっても実績では定性的なコメントにどまっているものなどがあり、必ずしも比較分析の手法が統一されているとは言えない状況であった。

定量的な数値データをもって分析結果を深掘りすることによって、当該分析結果を次年度以降の施策により効果的に反映させることができになる。施策の事業内容によっては、定量的な目標設定が難しいケースがあることも理解できるが、可能な限り定量的な目標設定を行った上で、目標と実績との比較分析は定量的な数値データをもって行うことを検討されたい。

(意見 5-4) 東京都スポーツ推進総合計画における未達成の政策目標に対する取組について

東京都スポーツ推進総合計画の政策目標のうち、「スポーツが「嫌い」「やや嫌い」と回答する中学 2 年生の割合」、「1 年間にスポーツを支える活動を行った都民(18 歳以上)の割合」、「1 年間にスポーツを直接観戦した都民(18 歳以上)の割合」については、令和 5 年度実績の段階で令和 6 年度の目標に届いていない状況にある。

それぞれの政策目標には複数の事業が組みされている。例えば、「1 年間にスポーツを支える活動を行った都民(18 歳以上)の割合」を増加させるという政策目標のためには、「スポーツイベントにおける活動機会の提供」等の事業が関連している。

そのため、政策目標と各事業の関連性を整理し重要な事業を把握した上で、政策目標達成に向けた取組を検討されたい。

(意見 5-5) 各事業におけるマニュアルの活用を促進  
また、効果・課題についても一部の事業においては、当該年度の取組内容の記

載にとどまり、効果・課題に触れられていないものや、目標として定量的な数値が設定されている場合であっても定性的なコメントにどまっているものがある。これらは、取りまとめ部署と事業担当部署との間の調整を経た上で整理をしているが、その粒度は様々で、必ずしも比較分析の手法が統一されているとは言えない状況であった。

## (2) TOKYOスポーツレガシービジョン

### ア 概要

生活文化スポーツ局は、東京2020大会の成果を今後のスポーツ振興に活かし、都市の中で根付かせていくため、令和4年1月に「TOKYOスポーツレガシービジョン」を策定した。TOKYOスポーツレガシービジョンでは、以下の7つの方向性が示されている。

それぞれの項目における今後の取組は、以下のとおりである。

#### 1. 都立スポーツ施設の戦略的活用

- ・18施設のネットワークでボランティアを最大限發揮
- ・発信力の強化、ニーズ対応力の強化、一体的取組によるスポーツ振興
- ・各施設を最大限活用するための3つの取組
- ・スポーツでの更なる活用、多様な活用による新たな体験の提供、施設・地域との連携
- ・各施設の特性を活かし、多様な活用を推進
- ・最新の国際水準の設備を有する新規恒久施設、長年都民に親しまれてきた既存施設、それぞれの特性を活かし、多様な活用を推進

#### 2. 国際スポーツ大会の誘致・開催

- ・多種多様な国際スポーツ大会の誘致に向けて都立スポーツ施設を戦略的に活用
- ・国際スポーツの誘致・開催を促進
- ・観戦機会の拡大のためスポーツの力に触れる場を広げる
- ・東京のプレゼンス向上のため国際スポーツ都市・東京の魅力をPR
- 3. スポーツの場を東京の至る所に拡大

- ・これまでの取組を発展させ、スポーツの魅力を拡大
- ・パートナーと協力し、オール東京でスポーツを推進
- ・様々なニーズに応じて、スポーツとの新たな接点を創出

#### 4. パラスポーツの振興

- ・幅広いパラスポーツの普及と人材の育成のためファンの拡大と交流
- ・きっかけを提供するためパラスポーツに取り組む障害のある人を応援
- ・場を確保するため「だれでも、どこでも、いつまでも」を実現
- 5. 東京のアスリートの活躍
- 東京のアスリートを強化し、競技力向上の成果を、アスリートの地域での活躍に活かす

### イ 監査の結果

- ・競技人口の拡大
- ・アスリートの発掘・育成
- ・東京のアスリートの強化
- ・アスリートが、その経験をもとに地域で活躍
- 6. ボランティア文化の定着
- ・ボランティア気運をつなげるため多彩な情報・活動フィールドの提供
- ・スポーツを支える活動の充実のためスポーツ分野の活動機会の確保
- ・ボランティアマインドの更なる醸成のため各学校でのボランティア活動の実施
- ・大会で得られた経験・ノウハウの発信
- 7. 未来へのメッセージ
- ・身近な場所で大会の記憶に触れる場を創出
- ・大会のアーカイブ資産とメッセージを後世に伝達
- ・大会のメモリアルとして「東京レガシーハーフマラソン」の創設
- ・大会で得た知識や知見を他都市と分かち合う

(意見5-5) TOKYOスポーツレガシービジョンの次期東京都スポーツ推進総合計画への反映について

TOKYOスポーツレガシービジョンでは、今後都が取り組むべき事業や施策の方向性が示されている。その上で、各方向性について具体的な取組を示しているところが特徴である。しかし、TOKYOスポーツレガシービジョンは将来に向けたスポーツ施策の方向性を示すものであり、各取組に対しても成績指標等が掲げられているわけではない。

## 障 公 部 附 陳

東京 2020 大会の成果を今後のスポーツ振興に活かし、都市の中で根付かせていくため、TOKYO スポーツ・アレガシビジュンで示されている取組内容について、取組の進行状況を振り返り、現在検討されている次期東京都スポーツ推進総合計画において反映した上で、各事業に取り組まれたい。

### (3) スポーツ施設の利用促進

#### ア 概要

##### (ア) 都のスポーツ施設

都のスポーツ施設のうち以下の 6 施設（以下「東京アクアティクスセンター外 5 施設」という。）は、東京 2020 大会の開催において新規に整備した施設である。

- ・東京アクアティクスセンター
- ・海の森水上競技場
- ・有明アリーナ
- ・カヌー・スラロームセンター
- ・大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場
- ・夢の島公園アーチェリーアー

また、東京アクアティクスセンター外 5 施設以外の都立スポーツ施設は、以下の 10 施設（以下「東京体育館外 9 施設」という。）である。

- ・東京体育館
- ・駒沢オリンピック公園総合運動場
- ・有明テニスの森公園
- ・テニス施設
- ・若洲海浜公園ヨット訓練所
- ・武藏野の森総合スポーツプラザ
- ・味の素スタジアム
- ・東京都障害者総合スポーツセンター
- ・東京都多摩障害者スポーツセンター
- ・東京都ハラススポーツトレーニングセンター

（注1） 有明アリーナは PFI 事業であり、味の素スタジアムは財産貸付であるため、指定管理料は発生していない。  
 （注2） 端数処理の関係上、表に記載の指定管理料、減価償却費から算出した額とは一致しない場合がある。

都提供資料より監査人作成

#### （イ）「新規恒久施設の施設運営計画」の概要

生活スポーツ局は、平成 26 年 12 月、外部有識者等で構成するアドバイザリーコミッショナリ会議を設置し、民間事業者、競技団体、地元自治体等の意見を幅広く聴きながら、東京 2020 大会後の施設の活用方策について検討を進め、さらに、平成 28 年 9 月から都政改革本部のオリエンピック・パラリンピック調査チームと連携しながら詳細な検討を重ねた。「新規恒久施設の施設運営計画」は、こうした検討結果を取りまとめたものであり、大会後の施設運営の指針となるものである。

同計画は、①点（施設）から面（地域）へ、②コストから将来への投資へ、③官から民へ、という 3 つの視点の下、東京アクアティクスセンター外 5 施設について施設別に大会開催数と競技利用及び一般利用等に区分された年間来場者数が目標として設定されている。

表 B-5-3 都が保有するスポーツ施設のコスト等

	指定 管理料 (百万円)	減価 償却費 (百万円)	合 計 (百万円) 注2	年間 利用者数 (人)	一人当たり 指定管理料 (千円) 注2	一人当たり コスト (千円) 注2
東京アクアティクスセンター	505	2,282	2,787	696,652	0.7	4.0
海の森水上競技場	171	1,317	1,488	58,357	2.9	25.5
有明アリーナ	-	1,326	1,326	1,282,350	-	1.0 注1
カヌースラロームセンター	159	170	329	52,363	3.0	6.3
大井ふ頭中央海浜公園 ホッケー競技場	72	221	293	97,403	0.7	3.0
夢の島公園アーチェリーアー	13	15	28	10,583	1.2	2.7
東京体育館	219	677	897	1,066,879	0.2	0.8
駒沢オリンピック公園 総合運動場	641	316	957	935,779	0.7	1.0
東京武道館	277	152	429	319,563	0.9	1.3
有明テニスの森公園 テニス施設	50	172	222	578,081	0.1	0.4
若洲海浜公園ヨット訓練所	54	23	78	1,437	37.8	54.1
武藏野の森総合 スポーツプラザ	269	687	956	773,610	0.3	1.2
東京都障害者総合 スポーツセンター	-	680	680	1,565,974	-	0.4 注1
東京都障害者総合 スポーツセンター	564	123	686	81,346	6.9	8.4
東京都多摩障害者 スポーツセンター	369	205	574	73,188	5.0	7.8
トレーニングセンター	211	60	271	14,293	14.8	19.0

表B-5-4 東京アカデミクスセンター外5施設で設定されている目標

（「新規恒久施設の施設運営計画」作成時）

設定されている目標			
大会開催数 (回)	年間来場者数 (人)		
	競技利用	一般利用	
東京アクアティクス センター	100	850,000	150,000
海の森水上競技場	30	310,000	40,000
カヌー・スラローム センター	7	30,000	70,000

(ア) 東京アクアティクスセンター外5施設 東京アクアティクスセンター外5施設の令和5年度における大会開催数と来場者数の目標と実績の状況は、以下のとおりである。なお、年間来場者数の実績については競技利用と一般利用等に区分して集計されていないため、両者を合算した来場者数となっている。

		設定されている目標	
		年間来場者数 (人)	
大会開催数 (回)	メインアリーナ (スポーツ大会)	スポーツ大会以外の emainアリーナ利用、 サブアリーナ利用他	
		10	90,000
有明アリーナ			1,310,000

表B-5-6 東京アカデミクスセンター外5施設の入場者数目標と実績の比較

設定されている目標			
大会開催数 (回)	年間来場者数 (人)		
	大会利用	練習・合宿等利用	競技利用
大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場	23	130,000	70,000
夢の島公園 アーチェリーアー場	20	3,000	30,000

設定されている目標	
年間来場者数(人)	練習・合宿等利用
大会利用	70,000
23	130,000

一方で、東京体育館外9施設については、指定管理者制度による民間事業者の活性化等により、利用者の満足度を高めるサービスの提供に努めているが、「新規恒久施設の施設運営計画」のような目標は設定されていない。

年間来場者数目標		令和5年度実績	比較
大会利用	練習・合宿等利用		
大井ふ頭中央海浜公園	130,000	70,000	97,403 △102,597
ホッケー競技場			

(単位：人)

（注）有明アリーナの「スポーツ大会以外のメインアリーナ利用、サブアリーナ利用他」に含まれる「レス

トラン・カフェ」利用者数(12万人、集計困難)を除いている。同利用者数を含めると新規恒久施設の施設運営計画の年間来場者数目標の1,310,000人となる。

都提供資料より監査人作成

大会開催数では、東京アクアティクスセンターが目標を下回ったが、海の森水上競技場、夢の島公園アーチェリー場については目標を上回った。一方で、各施設において競技利用に関連する来場者数が少ないのか、一般利用等の来場者数が少ないのかは把握できない。そのため、競技利用の来場者数の増加に注力すればよいのか、両方に注力する必要があるのかは実績データからは判明しない状況である。なお、担当者によると、現在は各施設とも競技利用や一般利用等にとどまらず、イベントやロケ撮影など多様な利用の促進を進めており、同様の区分で集計・分析することが、必ずしも現状にはなじまないと考えているという説明であった。

ここで、表B-5-3の利用者一人当たりコストを見ると、若洲海浜公園ヨット訓練所については主に指定管理者によるヨット教室の開催を目的とする施設であるため議論に適さないが、その他の施設では、海の森水上競技場の利用者数一人当たりコストが高い状況にある。これは、減価償却費負担が大きいにもかかわらず利用者数が少ないことが理由と考えられる。一方で、同施設も計画において目標としている年間来場者数の水準に到達すると利用者数一人当たりコスト

は約4,300円の水準になるため、年間来場者数の拡大に努めることで利用者数一人当たりコストの低下が見込まれる。

海の森水上競技場、カヌー・スラロームセンター、大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場、夢の島公園アーチェリー場については、大会数の実績が目標を上回っているものの、年間来場者数の実績が目標を下回っているため、特に一般利用等、多目的利用を含めて来場者数の底上げを図ることで年間来場者数の拡大に努めることが考えられる。

有明アリーナについては、PFI（コンセッション）方式を採用し、運営権者が独立採算で運営を行っている施設であることから、都の定める要求水準書において施設の利用実態や稼働率など年間来場者数とは異なる指標で評価している。都は事業に係るモニタリングを通じて、要求水準の未達状態がどう確認を行っている。

東京アクアティクスセンターについては、大会開催数の実績及び年間来場者数の実績が目標を下回っているが、施設利用日数が多い状況にある。そのため、年間来場者数の実績について、計画と同様に競技利用及び一般利用等に区分して集計・分析した上で、効果的な対応が検討・実施される必要がある。

（意見5-6）年間来場者数の集計・分析及び年間来場者数の拡大について

東京アクアティクスセンター、海の森水上競技場、カヌー・スラロームセンター、大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場、夢の島公園アーチェリー場について、計画公表時には、大会開催数と競技利用及び一般利用等に区分された来場者数を目標値としているが、年間来場者数の実績については、目標と同じ区分で集計されていない。

P D C Aサイクルを効果的に運用するためには、目標とその達成度合いを測るための実績を同一の基準で集計し、分析を行うことが望ましい。担当者によると、現在は各施設とも競技利用や一般利用等にとどまらず、イベントやロケ撮影など多様な利用の促進を進めており、同様の区分で集計・分析することが、必ずしも現状にはなじまないと考えているということである。

実績集計方法の工夫などにより効果的な分析方法を検討されたい。その上で、これまでの枠組みに囚われない利用実態に応じた目標値を設定するなど、競技利用等のほか、多目的利用を含めて来場者数の底上げを図る取組を推進されたい。

## (イ) 東京体育館外9施設

東京体育館外9施設については、指定管理者制度による民間事業者の活用等により、利用者の満足度を高めるサービスの提供に努めているが、東京アクリティクスセンター外5施設のような運営目標は設定されていない。各施設の状況としては、例えば、東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館などのようにコストが相対的に低く、来場者数も多いスポーツ施設や、若洲海浜公園ヨット訓練所、東京都ペラスボーツトレーニングセンターのようにコストが相対的に高く、来場者数の少ないスポーツ施設など、様々な状況にある。なお、味の素スタジアムについては、都が株式会社東京スタジアムに無償で貸し付け、運営費は収益で賄わせる事業スキームをとっていることから、目標等の設定も含めた経営に係る事項は同社の経営権の範疇となっている。

## (意見5-7) 東京体育館等の目標値の設定について

東京アクリティクスセンター、海の森水上競技場、有明アリーナ、カヌー・スラロームセンター、大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場、夢の島公園アーチェリー場については、施設ごとに大会開催数、年間来場者数の目標値を設定しているが、東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、有明テニスの森公園テニス施設、若洲海浜公園ヨット訓練所、武蔵野の森総合スポーツプラザ、東京都障害者総合スポーツセンター、東京都多摩障害者スポーツセンター、東京都バスラスボーツトレーニングセンターについては、目標値は設定されていない。

都立スポーツ施設は、スポーツを通じた健康長寿の達成、共生社会の実現、地域・経済の活性化を実現するためには不可欠な施設であることから、東京体育館等においても、目標値を設定することを検討されたい。

なお、目標値の設定に当たっては、各施設のコストや施設稼働率、来場者数が様々な状況であることから、例えば、施設稼働率が高く、来場者数も多い施設においては、苦情件数の削減による利用者満足度向上や安全な施設運営のための指標を設定するなど、適切な目標値を設定することを検討されたい。

(ウ) スポーツ施設の利用状況  
各スポーツ施設の利用状況は以下のとおりである。

## ・東京体育館

施設稼働率(%)	メインアリーナ	サブアリーナ
99.5	99.8	
個人利用者数(人)	21,252	294,410

## ・駒沢オリンピック公園総合運動場

施設稼働率(%)	体育館	屋内球技場	第一球技場	第二球技場	補助球技場
改修中	96.2	84.1	99.3	98.1	
トランジタルーム	弓道場	弓道場	合計		

## ・東京武道館

施設稼働率(%)	大武道場	トランジタルーム	弓道場	第一武道場	第二武道場	合計
93.7	トランジタルーム	弓道場	第一武道場	第二武道場	合計	
57,604	2,727	1,115	1,207	62,653		

## ・有明テニスの森公園テニス施設

施設稼働率(%)	体育館	屋内球技場
157	157	232
テニスコート(47面)		
年間利用者数(人)	243,538	

## ・武蔵野の森総合スポーツプラザ

施設稼働率(%)	メインアリーナ	サブアリーナ
86.3		
96.2		

## ・年間利用者数(その他の施設)

施設名称	集計区分	人数(人)
若洲海浜公園ヨット訓練所	ヨット訓練所	1,437
海の森水上競技場	施設合計	58,357
夢の島公園アーチェリー場	芝生広場	10,583
カヌー・スラロームセンター	施設合計	52,363
大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場	施設合計	97,403
東京アクリティクスセンター	施設合計	696,652
東京都バスラスボーツトレーニングセンター	施設合計	14,293
東京都障害者総合スポーツセンター	施設合計	81,346
東京都多摩障害者スポーツセンター	施設合計	73,188

これらの施設使用率の算出方法は、使用コマ数の扱いについて、1日を1コマとしてカウントしている場合や、料金体系で設定される使用枠に合わせて使用コマ数としている場合など、施設ごとに若干異なる状況であった。担当者にヒアリングを実施したところ、使用率の算定方法は施設ごとの利用形態に合わせているとのことであった。

一方、個人利用については使用率ではなく利用者数のみで管理されている場合もあり、また、競技人口の多くないスポーツ施設もあることから、使用率のみでは各施設の利用実態を正確に把握することができず、施設間で比較しても、一概に各施設利用の多寡を論ずることができない状況であった。

(意見5-8) 都立スポーツ施設の使用率の算定方法について  
施設使用率の算出方法は、使用コマ数の扱いなどが施設ごとに若干異なる状況であった。また、個人利用については使用率ではなく利用者数のみで管理されている場合もあり、競技人口の多くないスポーツ施設もあることから、使用率のみでは各施設の利用実態を正確に把握することができず、施設間で比較しても、一概に各施設利用の多寡を論ずることができない状況であった。

比較可能性の観点からは、他の施設と同じ使用率の算定方法を採用することも考えられる。また、競技人口が少なく、全国的にも類似施設の少ない場合には、他県との比較可能性も考慮した使用率の算定方法を採用することも考えられる。本格開業から間もない施設も複数あることから、今後、各施設の利用状況を確認の上、使用率の算定方法が利用実態と適合していないのであれば、算定方法を再検討されたい。

(意見5-9) 東京都パラスポーツセンターの有効活用について  
令和5年3月より稼働している東京都パラスポーツセンターの年間利用人数は、低い状況にある。本施設は、障害者スポーツセンターとは異なり障害者専用施設ではないため、パラスポーツの拠点としての機能を確保しつつ、健常者の利用促進も力を入れている。

稼働から間もない施設であるため、引き続き関連団体と連携を強化して施設利用者の拡大に努めるとともに、近隣施設との連携や近隣住民への広報活動による認知度向上などにより、パラスポーツの拠点としての機能を確保しつつ、健常者利用の拡大についても更に取り組まれることを検討されたい。

#### (4) スポーツ施設の改修

##### ア 概要

都のスポーツ施設の改修計画は、施設の規模に合わせて計画が策定されている。

都の財務局は、令和4年に「第三次 主要施設 10か年維持更新計画」を策定している。同計画においては、二次計画から事業継続中の施設のほか、①おおむね築35年、延床面積3,000m<sup>2</sup>以上の施設（大規模改修又は改築により維持更新を検討）、②おおむね築10年、延床面積10,000m<sup>2</sup>以上の施設（設備機器等の改修を中心して維持更新を検討）、③その他、維持更新が特に必要な施設（改修・改築の必要性が上記と同等として検討）を検討対象としている。

次に、一定規模の建築物がある施設については、政府のインフラ長寿命化基本計画に定める長寿命化計画（個別施設計画）により個別施設計画を策定している。上記以外の施設（付帯施設等）では、本体施設の改修計画に合わせて修繕する等それぞれの状況に応じて対応することとしている。これらを要約すると以下のとおりである。

表B-5-7 都が保有するスポーツ施設の改修計画

改修計画	対象となるスポーツ施設
第三次主要施設 10か年維持更新計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>有明テニスの森公園テニス施設</li> <li>駒沢オリンピック公園総合運動場（体育館、陸上競技場）</li> <li>東京武道館</li> <li>東京体育馆</li> <li>東京スタジアム（味の素スタジアム）</li> <li>東京辰巳アイスアリーナ</li> </ul>
長寿命化計画 (個別施設計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海の森水上競技場</li> <li>カヌー・スラロームセンター</li> <li>大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場</li> <li>東京アクアティクスセンター</li> <li>有明アリーナ</li> <li>武蔵野の森総合スポーツプラザ</li> <li>東京都障害者総合スポーツセンター</li> <li>東京都多摩障害者スポーツセンター</li> </ul>
長寿命化計画(個別施設計画) 対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>夢の島公園アーチェリー場</li> <li>若洲海浜公園ヨット訓練所</li> <li>東京都パラスポーツセンター</li> <li>有明アーバンスポーツパーク</li> </ul>